

那覇市公報

第 1 4 1 0 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示

- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）176
- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）177
- 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務委託について（管財課）177
- 那覇市発注予定（工事）の公表について（契約検査室）178
- 平成 17 年（2005 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）178

◇ 公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）179

◇ 上下水道局規程

- 那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に
関する規程180
- 那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整備に
関する規程181
- 那覇市上下水道局文書取扱規程220
- 那覇市上下水道局における水道事業及び下水道事業の統合に伴う経過措置
を定める規程234
- 那覇市下水道条例施行規程236
- 那覇市排水設備指定工事店規程262
- 那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程270
- 那覇市上下水道局法定外公共物規程276

○那覇市上下水道局における下水道事業に係る補助金等交付規程……………	276
○那覇市上下水道事業審議会設置規程……………	277

◇上下水道局告示

○那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り 扱わせる金融機関の指定について……………	278
--	-----

◇上下水道局公告

○平成17年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項 の公表について……………	278
--	-----

告 示

那覇市告示第83号
平成17年3月23日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報
目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第 8 号
平成 17 年 4 月 5 日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第 9 号
平成 1 7 年 4 月 7 日
掲 示 済

那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務委託について

那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 徴収事務の名称 | 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市港町 2 丁目 1 2 番 1 8 号 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社沖縄大日警
代表取締役 宮 里 恒 雄 |
| 4 委 託 期 間 | 平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで |

那覇市告示第 2 3 号
平成 17 年 4 月 19 日
掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項及び同法施行令（平成13年政令第34号）第5条第1項の規定に基づき、「平成17年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成17年度執行予定建設工事公表リスト
- 2 公表の事項
 - (1) 件名 (2) 予定期間
 - (3) 業種 (4) 概要
 - (5) 入札・契約方法 (6) 時期
- 3 公表の期間
平成17年4月19日から平成18年3月31日まで
- 4 閲覧の場所
都市計画部契約検査室工事契約班窓口及び市政情報センター
並びに那覇市役所公式ホームページ

那覇市告示第24号
平成17年4月19日
掲 示 済

平成17年（2005年）4月那覇市議会臨時会の招集について

平成17年（2005年）4月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成17年4月26日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 那覇市名誉市民の選定の同意を求めることについて

公 告

那覇市公告 第4号
平成17年4月13日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 6・5・那1 奥武山公園
- 2 施行者の氏名
沖 縄 県
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市奥武山町地内及び字壺川赤畑原地内
- 5 事業の施行期間
昭和47年 9月28日から平成19年 3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 4 号

平 成 1 7 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に関する規程

第 1 条 次に掲げる規程の規定中「水道局」を「上下水道局」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

- (1) 那覇市水道局水道技術管理者の職務に関する規程 (平成 15 年水道局規程第 1 号) 題名及び第 3 条
 - (2) 那覇市水道局聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規程 (平成 7 年水道局規程第 1 号) 題名及び第 2 条
 - (3) 那覇市水道局統計事務に関する規程 (1967 年水道局規程第 9 号) 題名及び第 1 条
 - (4) 那覇市水道史編集委員会規程 (昭和 55 年水道局規程第 3 号) 第 3 条
 - (5) 那覇市水道局車両管理規程 (昭和 49 年水道局規程第 6 号) 題名、第 1 条、第 5 条及び第 11 条第 2 項
 - (6) 那覇市水道局企業職員就業規程 (昭和 63 年水道局規程第 4 号) 題名、第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条第 2 項、第 40 条、第 42 条、第 43 条、第 1 号様式の 2、第 1 号様式の 3、第 2 号様式及び第 3 号様式
 - (7) 那覇市水道局人事評価規程 (平成 16 年水道局規程第 13 号) 題名、第 1 条及び第 2 条第 8 号
 - (8) 那覇市水道局職員名札の制式及び貸与に関する規程 (1967 年水道局規程第 14 号) 題名、第 1 条、第 1 号様式及び第 2 号様式
 - (9) 那覇市水道局職員身分証明規程 (昭和 52 年水道局規程第 10 号) 題名及び第 1 条及び別表
 - (10) 那覇市水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程 (平成 11 年水道局規程第 6 号) 題名、第 1 条、第 2 条第 5 号及び第 6 号、第 10 条並びに第 11 条
 - (11) 那覇市水道局契約事務規程 (平成 17 年水道局規程第 1 号) 題名及び第 8 条
- 第 2 条 次に掲げる規程の規定中「水道局」を「上下水道局」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道部長」を「上下水道部長」に改める。
- (1) 那覇市水道局経営委員会規程 (1968 年水道局規程第 6 号) 題名、第 1 条、第 2 条及び第 3 条第 2 項
 - (2) 那覇市水道局防火管理規程 (昭和 52 年水道局規程第 8 号) 題名、第 1 条、

第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 第 5 項並びに第 1 号様式
第 3 条 次に掲げる規程の規定中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

- (1) 那覇市情報公開条例施行規程（昭和 63 年水道局規程第 1 号）本則
- (2) 那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和 61 年水道局規程第 3 号）第 3 条第 2 項

第 4 条 次に掲げる規程の規定中「水道局」を「上下水道局」に改める。

- (1) 那覇市水道局企業職員の勤務の記録に関する規程（昭和 63 年水道局規程第 6 号）題名及び第 1 条
- (2) 那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（1969 年水道局規程第 3 号）題名及び第 1 条
- (3) 那覇市水道局企業職員給与規程（平成元年水道局規程第 9 号）題名及び第 1 条
- (4) 那覇市水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和 61 年水道局規程第 2 号）題名及び本則
- (5) 那覇市水道局職員公務災害見舞金支給規程（平成 4 年水道局規程第 7 号）題名及び第 2 条

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 5 号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整備に関する規程

（那覇市水道局分課規程の一部改正）

第 1 条 那覇市水道局分課規程（昭和 51 年水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 2 条中「水道部」を「上下水道部」に改め、同条総務課の項中「契約係 を
検査係」

を削り、同条料金課の項に「各戸検針係」を加え、同条管理課の項中「管理係」
を「管理第一係」に改め、同条工務課の項中「工事第一係」を「工事係」に
管理第二係」 工事第二係」 新庁舎建設室」

改め、同条に次の2つの項を加える。

下水道課
管理係
排水設備係
計画係
工事第一係
工事第二係
工事第三係
契約検査課
契約係
検査係

第3条第1項中「、室に室長」を削り、「係長」を「係長又は室長」に改め、同条第2項中「参事」を「参事又は副参事」に改め、「(室を含む。以下同じ。)」を削る。

第4条第1項中「課長(室長を含む。)&及び係長」を「課長、係長及び室長」に改める。

第6条中「水道部」を「上下水道部」に改め、同条総務課の項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第6条企画経営課の項第2号中「事業」を「水道事業」に改め、同条料金課の項を次のように改める。

料金課

(1) 水道料金に関すること。

- ア 給水契約申込みの受付等に関すること。
- イ 使用水量の計量に関すること。
- ウ 水道料金の調定に関すること。
- エ 使用水量及び用途の認定に関すること。
- オ 水道料金等の収納に関すること。
- カ 給水装置の開閉及び廃止に関すること。
- キ 水道料金の臨時検針に伴う精算事務に関すること。
- ク 水道料金の滞納整理に関すること。
- ケ 下水道使用料の受託に関すること。
- コ 共同住宅における各戸検針の申請等に関すること。
- サ 各戸検針共同住宅の子メーター取替え指導に関すること。
- シ 各戸検針制度の運用における改善指導等に関すること。

(2) 下水道使用料に関すること。

- ア 下水道使用量の計量に関すること。
- イ 下水道使用量の認定に関すること。
- ウ 下水道使用量及び用途の認定に関すること。
- エ 下水道使用料等の収納に関すること。
- オ 下水道使用料の清算事務に関すること。
- カ 下水道使用料の滞納整理に関すること。
- キ 下水道事業に伴う関係機関への報告及び負担金等に関すること。

(3) 再生水利用料に関すること。

- ア 再生水利用申請に関すること。
- イ 再生水利用量の計量に関すること。

- ウ 再生水利用料の調定に関する事。
- エ 再生水利用料の認定に関する事。
- オ 再生水利用料等の収納に関する事。
- カ 再生水給水装置の開閉及び廃止に関する事。
- キ 再生水利用料の滞納整理に関する事。
- ク 再生水事業に伴う関係機関への供給量の報告及び負担金等に関する事。

第 6 条工務課の項に次の 1 号を加える。

- (5) 新庁舎建設に関する事。

第 6 条中「水道局新庁舎建設室」を

- (1) 水道局新庁舎建設に関する事。」

「下水道課

- (1) 下水道使用の開始受付に関する事。
- (2) 再生水利用申請の受付に関する事。
- (3) 下水道の排水設備工事にに関する事。
- (4) 下水道の排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事。
- (5) 下水道へ放流する事業場の水質管理に関する事。
- (6) 下水道の供用開始に関する事。
- (7) 水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関する事。
- (8) 下水道汚水施設の維持管理に関する事。
- (9) 下水道の災害復旧工事にに関する事。
- (10) 下水道（雨水、汚水）の管理総括に関する事。
- (11) 河川の協議に関する事。
- (12) 下水道接続の普及指導に関する事。
- (13) 下水道敷の占用許可等に関する事。
- (14) 法定外公共物に関する事。
- (15) 流域関連公共下水道水量及び水質調査に関する事。
- (16) 下水道施設管理上の調整、指導等に関する事。
- (17) 再生水事業の施設の維持管理に関する事。
- (18) 下水道の事業計画及び認可申請に関する事。
- (19) 下水道の設計、施工監理に関する事。
- (20) 都市下水路の指定及び設計、施工監理に関する事。
- (21) 再生水事業の施設の設計及び施工監理に関する事。
- (22) 日本下水道協会に関する事。
- (23) 那覇市雨水対策協議会に関する事。

契約検査課

- (1) 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約及び検収に関する事。
- (2) 工事及び工事用資機材等の検査に関する事。

に改める。

(那覇市水道事業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正)

第 2 条 那覇市水道事業管理者の職務代理者を定める規程(昭和 51 年水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

本則中「水道部長」を「上下水道部長」に、「水道部副部長」を「総務課を担当する上下水道部副部長」に、「総務課長」を「管理課を担当する上下水道部副部長」に改める。

(那覇市水道局事務決裁規程の一部改正)

第3条 那覇市水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第1条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第2条第4号中「課程」を「過程」に改め、同条第7号中「及び室の長」を削り、同条第8号中「係の長」の次に「及び室の長」を加える。

第6条中「一」を「いずれか」に改める。

第7条中「副部長」の次に「(あらかじめ担当する事務を定められた副部長をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第1(1)中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

別表第3中総務課に関する事項の項第18号から第26号までを削り、料金課に関する事項の項第1号中「水道料金等」の次に「(水道料金、下水道使用料、再生水利用料等を含む。以下同じ。)」を加え、工務課の項に次のように加える。

2	新庁舎建設の工事及び監理に関すること。			○	
---	---------------------	--	--	---	--

別表第3に次の2つの項を加える。

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	排水設備指定工事店の指定に関すること。		○		
2	責任技術者の試験の免除並びに資格の停止及び取消しに係る下水道協会への申請に関すること。			○	
3	水洗便所改造等資金貸付に関すること。			○	
4	排水設備工事計画の承認に関すること。				○
5	排水設備の工事検査に関すること。				○
6	国県に対する補助金等の交付申請に関すること。	500万円以上	500万円		
7	公共事業施行に伴う損失補償に関すること。	○			
8	測量及び調査のための土地立ち入りに関すること。			○	

契約検査課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	物品購入(印刷を含む。)の契約に関すること。	150万円以上500万円未満	50万円以上150万円未満	50万円未満	
2	工事用資材購入の契約に関すること。	600万円以上1,200万円未満	200万円以上600万円未満	200万円以上	

3	工事及び修繕の請負契約に関すること。	2,000 万 円 以 上 5,000 万 円 未 満	500 万 円 以 上 2,000 万 円 未 満	500万円 未 満	
4	設計、調査、測量、図面作成及びその他の委託の契約に関すること。	500 万 円 以 上 2,000 万 円 未 満	200 万 円 以 上 500 万 円 未 満	200万円 未 満	
5	工事、修繕及び委託業務の検査に関すること。	○	契 約 が 副 部 長 専 決 の 物 の	契 約 が 課 長 専 決 の 物 の	
6	物品の検収に関すること。			○	
7	工事に用資材の検収に関すること。	○	契 約 が 副 部 長 専 決 の 物 の	契 約 が 課 長 専 決 の 物 の	
8	予定価格の設定に関すること。	契 約 が 部 長 専 決 の 物 の	契 約 が 副 部 長 専 決 の 物 の	契 約 が 課 長 専 決 の 物 の	
9	工事の一部下請負の承認に関すること。	○	200 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満	200万円 未 満 の 工事	
10	工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関すること。	5,000 万円 以 上	5,000 万 円 未 満		

(那覇市水道局局議規程の一部改正)

第 4 条 那覇市水道局局議規程 (平成 4 年水道局規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 1 条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、「(室及び所を含む。以下同じ。)」を削る。

第 2 条第 1 号中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第 3 条中「部長」の次に「、参事」を、「副部長」の次に「、副参事」を加え、「、室長」を削る。

(那覇市水道局公印規程の一部改正)

第 5 条 那覇市水道局公印規程 (1967 年水道局規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 6 条中「水道部」を「上下水道部」に改める。

第 9 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第 1 中「水道局」を「上下水道局」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、「水道部長」を「上下水道部長」に、「水道部副部長」を「上下水道部副部長」に、「各課 (室) 長名をもってする」を「各課長名をもってする」に、「各課 (室) 長」を「総務課長」に、「各課 (室)」を「総務課」に改める。

別表第 2 中「水道局」を「上下水道局」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、「水道部長」を「上下水道部長」に、「水道部副部長」を「上下水道部副部長」に、「水道部 課(室) 長」を「上下水道部課長」に改める。

(那覇市水道局有効率向上対策委員会規程の一部改正)

第 6 条 那覇市水道局有効率向上対策委員会規程 (昭和 52 年水道局規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 3 条第 2 項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改め、同条第 3 項中「水道部長」を「上下水道部長」に、「水道部副部長」を「管理課を担当する上下水道部副部長」に改める。

第 5 条第 2 項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第 7 条 那覇市水道局安全衛生委員会規程 (昭和 55 年水道局規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 2 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第 3 条第 2 号中「6 人」を「8 人」に改める。

(那覇市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第 8 条 那覇市水道局庁舎管理規程 (1969 年水道局規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に、「事項を定める」を「事項を定め」に改める。

第 2 条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第 3 条中「水道部長」を「上下水道部長」に改め、「(室長を含む。)」を削る。

第 12 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市水道局備品管理規程の一部改正)

第 9 条 那覇市水道局備品管理規程 (平成 15 年水道局規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 3 条中「(室を含む。以下同じ。)」を削る。

第 3 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式中「水道局」を「上下水道局」に改め

る。

(那覇市水道局職員職名規程の一部改正)

第10条 那覇市水道局職員職名規程(1970年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1項中「副部長」を「副部長 副参事」に改め、「室長」を削り、「係長」を「係長 室長」に改め、同条第2項中「参事及び副部長」を「参事、副部長及び副参事」に、「水道部」を「上下水道部」に、「室又は係」を「係又は室」に改める。

(那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正)

第11条 那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程(昭和63年水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第12条 那覇市水道局職員安全衛生管理規程(昭和55年水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第3項中「水道部副部長」を「管理課を担当する上下水道部副部長」に改める。

第3条第2項中「工務課及び水道局新庁舎建設室」を「工務課、下水道課及び契約検査課」に改め、「及び室長」を削る。

第7条第2項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第9条中「定めるところによる。」を「例による。」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(安全衛生推進者)

第8条 法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を選任する。

2 安全衛生推進者は、法第10条第1項各号の業務を行う。

(那覇市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第13条 那覇市水道局職員の特殊勤務手当支給規程(1967年水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第4条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表特殊現場作業手当の項中

「

を

日額450円	地表下又は水面4メートル以上の深所において建造物の基礎工事その他これに類する工事における監督、測量、検査及び調査に従事した職員
--------	---

」

「

に改め

日額450円	地表下又は水面4メートル以上の深所において 建造物の基礎工事その他これに類する工事にお ける監督、測量、検査及び調査に従事した職員
日額220円	現に供用している下水道人孔内における調査又 は検査

る。

(那覇市水道局被服貸与規程の一部改正)

第14条 那覇市水道局被服貸与規程(1970年水道局規程第2号)の一部を次のよう
に改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第7条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表安全靴の項中

「 を

管理課の現場作業に従事する職員	半長靴
-----------------	-----

「 に、

管理課の現場作業に従事する職員	半長靴、短靴
-----------------	--------

「量水器管理」を「量水器管理、下水道管工事、下水道維持管理」に改める。

第1号様式中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市水道事業会計規程の一部改正)

第15条 那覇市水道事業会計規程(1970年水道局規程第2号)の一部を次のように
改正する。

題名中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条第2号中「水道加入金」の次に「、下水道使用料」を加える。

第14条第1項中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第27条(見出しを含む。)中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第34条の3第1項中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」
に改める。

第39条を次のように改める。

(概算払)

第39条 令21条の6第1項第5号の規定により概算払ができる経費は、次に掲げ
るとおりとする。

- (1) 委託料
 - (2) 保険料
 - (3) 補償金及び賠償金
 - (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める経費
- 第39条の次に次の2条を加える。

(概算払の精算)

第39条の2 概算払を受けた者は、その用件の終了後、直ちに証拠書類を添えて、精算しなければならない。

2 精算の結果残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

(前金払)

第39条の3 令第21条の7第1項第8号の規定により前金払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保険料

(2) 保管料

(3) 使用料

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

2 前金払の精算については、前条の規定を準用する。

第54条中「総務課長」を「契約検査課長」に改める。

第55条中「総務課長」を「契約検査課長」に、「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第55条の2中「することができる。」を「代行するものとする。」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) ガソリン、軽油その他の燃料等

(5) 前各号に定めるもののほか、1品が2,000円未満で、かつ、購入金額が2万円未満の物品のうち管理者が認めるもの

第56条中「総務課長」を「契約検査課長」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

第57条中「総務課長」を「契約検査課長」に改める。

第63条中「、個別法によるもののほか」を削る。

第68条中「水道局」を「局」に改める。

第86条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第104条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避けがたい事故のため年度内に支払義務が発生しなかったものについて、年度内に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越して使用する場合についてこれを準用する。継続費を逡次繰り越しする場合において、繰越説明書は継続費逡次繰越説明書と、繰越計算書は継続費逡次繰越計算書と読み替えるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (下水道事業会計)

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	形固定資産		
		土地	
			事務所用地
			施設用地
			その他土地

		建物	
			事務所用建物
			ポンプ場建物
			処理場建物
			その他建物
		建物減価償却累計額	
			事務所用減価償却累計額
			ポンプ場建物減価償却累計額
			処理場建物減価償却累計額
			その他建物減価償却累計額
		構築物	
			管路施設
			ポンプ場施設
			処理場施設
			その他構築物
		構築物減価償却累計額	
			管路施設減価償却累計額
			ポンプ場施設減価償却累計額
			処理場施設減価償却累計額
			その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	
			管路機械設備
			ポンプ場機械設備
			処理場機械設備
			その他機械設備
			管路電気設備
			ポンプ場電気設備
			処理場電気設備
			その他電気設備
			その他機械及び装置
		機械及び装置減価償却累計額	
			管路機械設備減価償却累計額
			ポンプ場機械設備減価償却累計額
			処理場機械設備減価償却累計額
			その他機械設備減価償却累計額
			管路電気設備減価償却累計額
			ポンプ場電気設備減価償却累計額

			処理場電気設備減価償却累計額
			その他電気設備減価償却累計額
			その他機械及び装置減価償却累計額
		車両運搬具	
			車両及び運搬具
		車両運搬具減価償却累計額	
			車両及び運搬具減価償却累計額
		工具、器具及び備品	
			作業用品
			事務用品
			試験用品
		工具、器具及び備品減価償却費	
			作業用品減価償却費
			事務用品減価償却費
			試験用品減価償却費
		その他有形固定資産	
			その他有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却費	
			その他有形固定資産減価償却費
		建設仮勘定公共下水道整備事業費（単独）	事業活動に関連する費用
		建設仮勘定公共下水道整備事業費（補助）	給料
			手当等
			賃金
			法定福利費
			旅費
			研修費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			広告料
			委託料
			手数料

			賃借料
			修繕費
			工事請負費
			補償金
			保険料
			負担金
			材料費
		建設仮勘定営業設備費	
			土地購入費
			機械器具購入費
			量水器購入費
			車両購入費
			施設費
		建設仮勘定施設買収費	
			施設買収費
	無形固定資産		
		施設利用権	
			施設利用権
		電話加入権	
			電話加入権
		その他無形固定資産	
			その他無形固定資産
	投資		
		投資有価証券	
			投資有価証券
		長期貸付金	
			水洗便所改造等資金貸付金
		基金	
			基金
		その他投資	
			その他投資
流動資産			
	現金預金		
		現金預金	
			現金
	未収金		
		営業未収金	
			営業未収金
		営業外未収金	
			営業外未入金
			未収消費税還付金

		その他未収金	
			その他未収金 水洗便所改造等資金 貸付金返還金未収金
	貯蔵品		
		貯蔵品	
			貯蔵マンホール蓋 その他貯蔵品
	他会計貸付金		
		他会計貸付金	他会計貸付金
	前払金		
		前払金	前払金
		前払消費税	前払消費税
	仮払金		
		仮払金	仮払金
	有価証券		
		有価証券	保管有価証券 短期有価証券
	その他流動資産		
		その他の流動資産	その他の流動資産
	仮払消費税		
		仮払消費税	仮払消費税
	繰延勘定		
		開発費	開発費
		退職給与金	退職給与金
		試験研究費	試験研究費
		災害損失	災害損失

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	自己資本金		
		固有資本金	固有資本金
		繰入資本金	繰入資本金
		出資金	出資金
		組入資本金	組入資本金
		再評価組入資本金	再評価組入非本金
	借入資本金		
		企業債	下水道事業債
		他会計借入金	他会計借入金
剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	受贈財産評価額
		国庫(県)補助金	国庫補助金
			県補助金
		他会計補助金	一般会計補助金
		工事負担金	工事負担金
		補償金	補償金
		その他資本剰余金	その他資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金	減債積立金
		利益積立金	利益積立金
		建設改良積立金	建設改良積立金
		未処分利益剰余金	未処分利益剰余金
		繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
		未処理欠損金	未処理欠損金

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債	企業債	企業債
	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金
	引当金	退職給与引当金	退職給与引当金
		修繕引当金	修繕引当金
	その他の固定負債	その他の固定負債	その他の固定負債
流動負債			
	一時借入金	一時借入金	一時借入金
	未払金	営業未払金	営業未払金
		営業外未払金	営業外未払金
			未払消費税
		工事未払金	工事未払金
		その他未払金	その他未払金

			貯蔵品購入未払金
	前受金	前受金	前受金
	預り金	預り金	税金預り金
			保険料預り金
			共済預り金
			共済預り金
			契約保証金
			諸預り金
	預り保証有価証券	預り保証有価証券	預り保証有価証券
	仮受消費税	仮受消費税	仮受消費税

損益勘定

款	項	目	節
下水道事業収益			
	営業収益		
		下水道使用料	
			下水道使用料
		その他の営業収益	
			手数料
	営業外収益		
		受取利息	
			預金利息
			基金利息
			貸付金利息
		他会計補助金	
			一般会計補助金
		他会計負担金	
			他会計負担金
		補償金	
			補償金
		雑収益	
			延滞金収益
			賃借料
			再生水売却収入
			その他雑収益
	特別利益		
		固定資産売却益	
			固定資産売却益
		過年度損益修正益	
			過年度損益修正益
		その他特別利益	
			その他特別利益

下水道事業費用	営業費用		
		管渠費	事業活動に関連する費用
		ポンプ費	
		排水設備費	
		業務費	
		総係費	
			給料
			手当等
			賃金
			法定福利費
			報酬
			旅費
			研修費
			退職給与金
			報償費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			広告料
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			工事請負費
			補償金
			食糧費
			交際費
			厚生費
			負担金
			補助金
			保険料
			公課費
			材料費
			薬品費
			動力費
		減価償却費	
			有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	
			固定資産除却費
			たな卸資産減耗費
	営業外費用		
		支払利息	
			企業債利息
			借入金利息
		消費税	
			消費税
		繰延勘定償却	
			繰延勘定償却

		雑支出	
			雑支出
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		過年度損益修正損	
			過年度損益修正損
		その他特別損失	
			その他特別損失
	予備費		
		予備費	
			予備費

(注)

- 1 収益勘定及び費用勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたときは、別に科目を設けることができる。
- 2 資産勘定、資本勘定及び負債勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたとき及び「その他〇〇〇〇」にて処理することが適当でないときは、別に科目を設けることができる。

(那覇市水道局行政財産使用料規程の一部改正)

第16条 那覇市水道局行政財産使用料規程（平成11年水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第1条「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「越える」を「超える」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 下水道敷 第1号の規定にかかわらず、下水道敷の占用料は、那覇市道路占用料徴収条例（1966年那覇市条例第11号）の例により算出した額とする。

第4条の表、第5条第4項及び第6条第1号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市水道給水条例施行規程の一部改正)

第17条 那覇市水道給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第4条第1項中「給水装置工事申請書」を「給水装置工事申請書及び設計書（第1号様式及び第1号様式の2）」に改め、同条第2号中「給水装置工事承認書」

の次に「(第2号様式)」を加える。

第7条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第8条第3号中「誓約書」の次に「(第3号様式)」を加える。

第9条中「給水申込書」の次に「(第4号様式及び第4号様式の2)」を加える。

第11条第1項中「代理人選定(変更)届書」を「代理人選定(変更)届出書(第5号様式)」に改め、同条第2項中「管理人選定届書」を「管理人選定届出書(第6号様式)」に改める。

第12条中「メーター亡失(損傷)届出書」の次に「(第7号様式)」を加える。

第13条第1号中「水道使用(開始・休止・廃止)届出書」の次に「(第8号様式)」を加え、同条第2号中「水道用途変更届出書」の次に「(第9号様式)」を加え、同条第3号中「水道使用者(使用者・所有者・管理人)異動届出書」の次に「(第10号様式)」を加え、同条第4号中「給水装置(所有名義・管理人名義)変更届出書」の次に「(第11号様式)」を加え、同条第5号中「連合栓世帯数異動届出書」の次に「(第12号様式)」を加え、同条第6号中「私設消火栓使用届出書」の次に「(第13号様式)」を加える。

第22条中「水道料金等減免申請書」の次に「(第14号様式)」を加える。

付則の次に様式として次の14様式を加える。

平面図		断面		オフセット図		横断面図				
分岐状況	既設 ・ 予定 ・ 新設	穿孔年月日		道路種別	国 道	県 道	市 道	その他	路線名	本復旧年月日
		年	月							

第1号様式の2 (第4条関係)

給水装置工事申請書及び設計書 (各戸検針用)

配水課給水工事係				料金課計量係		用 途		種 別		
課長	係長	係	受付	係	水道番号	・ 臨時給水 ・ 各戸検針		・ 新 設 ・ 増 設 ・ 改 造		
審 査				共同住宅種別		・ 住宅 () ・ 事務所 ()		排水放流先		
				・ 分譲・賃貸・短期賃貸 ・ 個人・その他		・ 店 舗 () ・ 共用 () ・ 消火栓 () ・ その他 ()		・ 公共下水道 ・ 浄 化 槽		
検 査										
受付番号	第	号		局 納 入 金	加 入 金	設計審査手数料		工事検査手数料		
受付年月日	年	月	日		口径	mm	口径	mm	口径	mm
検査年月日	年	月	日		円	円	円	円	円	円
完成年月日	年	月	日		領収印	領収印	領収印	領収印	領収印	領収印
メーター	口径 φ mm			受 水 槽 m³	高置水槽 m³	簡 専 水 m³	地 下 水 m³	雨 水 m³		
	番 号									
	指 数 m³									
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様					給水装置設置場所及び使用者				
	那覇市水道給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の事項を下記指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をします。 住 所 フリガナ 氏 名 印					住 所				
						ビル名称				
						フリガナ 使用者名 印		印		
指定工事業者	住 所	印				主任技術者 登 録 番 号				
給水装置業者	商 号	印				主任技術者 氏 名		印		
利害関係人承諾書					見 取 図					
当該工事の施工に同意し、水道局には一切迷惑をかけません。										
分 岐 承 諾										
住所										
氏名	印									
土 地 使 用 承 諾										
住所										
氏名	印									
(住宅地図 東・西 P . -)										
家 屋 使 用 承 諾										確認通知書番号
住所					建築物	延面積	m²	地上 階	地下 階	造
氏名	印				旧 水 道 番 号 冊 番 号		窰栓の確認 済・不明		譲渡幹線番号 No	

第2号様式 (第4条第2項関係)

年 月 日

給 水 装 置 工 事 承 認 書

指定給水装置工事事業者

様

那覇市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった下記給水装置工事を承認する。

記

- 1 受付番号
- 2 申請者住所氏名
- 3 設置場所
- 4 種別
- 5 用途

第 3 号様式 (第 8 条第 3 号関係)

課 長	係 長	係 員

誓 約 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者

住 所
氏 名

那覇市

印

給水装置工事の場所

那覇市

上記の給水装置工事施工について、第三者から異議があっても、当方で責任をもって解決いたします。

第 3 号様式 (裏面)

臨時給水に関する誓約書 (建築工事・興行・その他)

申請者住所		氏名	
設 置 場 所	那覇市		
使 用 者 (建築工事 請負者)	住 所 社 名 代表者		

使用期間平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ただし、更新した場合はその更新期間に準ずる。) 上記の臨時給水申込みに際し、申請者と使用者は、次の事項を遵守することを誓約します。

遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

- 1 水道使用者は、建築工事請負者又は興行主とします。
- 2 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 3 水道料金の支払いを滞った時は、申請者は責任を持って精算します。
- 4 申請者は、常に水道料金の支払い、使用状況を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 5 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定給水装置工事事業者に施工させます。
- 6 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上の事項を履行するため、使用者と申請者は、この誓約書の写しを各々 1 部所持します。

那覇市上下水道事業管理者 様

年 月 日

課長	係長	係

申請者
(工事発注者)

住 所
氏 名

Tel
印

使用者
(建築工事
請負者)

所在地
社 名
代表者

Tel
印

指定給水装置工事事業者

所在地
社 名
代表者

Tel
印

第 4 号 様 式 (第 9 条 関 係)

給 水 申 込 書

那覇市上下水道事業管理者 様 年 月 日
 那覇市水道給水条例規程第 9 条の規定により次のとおり
 給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号	検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造	メーター口径	mm
用 途 別	・一般用 ・連合専用 ・臨時給水	メーター番号	
設 置 場 所		取 付	年 月 日
ビ ル 等 名 称		工 事 完 了	年 月 日
使 用 者	住 所		
	フリガナ	TEL	
	氏 名	印	
所 有 者	住 所		
	フリガナ	TEL	
	氏 名	印	

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住所 氏名 印

指定工事業者 及び代表者名	TEL	印
------------------	-----	---

年	月	日	指示数	使用水量	備考	住 宅 件	受 水 槽	m ³	記 入 例
						店 舗 件	高 置 水 槽	m ³	病 院 ・ 飲 食 店 ・ ア パ ー ト 等
						事 務 所 件		m ³	

見 取 り 図

※ 太 線 の 中 だ け 記 入 し て 下 さ い 。

料金課長	業務係長	計量係長	業務係	計量係

第 4 号様式の 2 (第 9 条関係)

給水申込書 (各戸検針用)

那覇市上下水道事業管理者 様 年 月 日
 那覇市水道給水条例規程第 9 条の規定により次のとおり
 給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号	検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造	メーター口径	mm
用 途	・臨時給水 ・各戸検針	メーター番号	
種 別	・分譲 ・賃貸 ・短期賃貸 ・個人 ・その他	取 付	年 月 日
設 置 場 所		工 事 完 了	年 月 日
ビ ル 等 名 称		臨 時 給 水 前 納 金 及 び 領 収 年 月 日	
使 住 所			
用 フリガナ	TEL		
者 氏 名 印			
所 住 所			
有 フリガナ	TEL		
者 氏 名 印			

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住所 印
 氏名

指定工事業者	TEL
及び代表者名	印

年	月	日	指示数	使用水量	備考	・住宅 ()	・店舗 ()	受水槽	m ³
						・共用 ()	・事務所 ()	高置	
						・消火栓 ()	・その他 ()	水槽	m ³

見 取 り 図

※ 太 線 の 中 だ け 記 入 し て 下 さ い 。

料金課長	業務係長	計量係長	業 務 係	計 量 係

第 5 号様式 (第 11 条第 1 項関係)

課 長	係 長	係 員

代 理 人 選 定 (変 更) 届 出 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

届出者

住 所 那覇市
氏 名

印

次のとおり代理人を選定 (変更) しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	那覇市	
水 道 番 号		
代理人の住所・氏名	代理人	那覇市
	氏名	

※備考欄

第 6 号様式 (第 11 条第 2 項関係)

課 長	係 長	係 員

管 理 人 選 定 届 出 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

届出者

住 所 那覇市
氏 名

印

次のとおり管理人を選定しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	那覇市	
水 道 番 号		
管理人の住所・氏名	住所	
	氏名	

※備考欄

第 7 号様式 (第 12 条関係)

課 長	係 長	係 員

メ ー タ ー 亡 失 (損 傷) 届 出 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給水装置使用者 (給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所 那覇市

氏 名

印

次の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	那覇市		
水 道 番 号			
(理由)			
※メーターの種別 有効年限			
口径	mm	番号	
年	月	取り付け	年 月 日

※備考欄

第 8 号様式 (第 13 条第 1 号関係)

課 長	係 長	係 員

水道使用 (開始・休止・廃止) 届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

届出者

住 所 那覇市
氏 名

印

開始
給水装置を 休止 したいので次のとおり届け出ます。
廃止

給水装置の設置場所	那覇市			
水 道 番 号	年 月 日	量 水 器	口 径	
開始・休止・廃止			メ ー タ 一 番 号	
下 水 道			有 無	
工 事 施 工	有 無	施 工 者		
所 有 者	住 所			
	氏 名			
使 用 者	住 所			
	氏 名			

第 9 号様式 (第 13 条第 2 号関係)

課 長	係 長	係 員

水 道 用 途 変 更 届 出 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給水装置使用者

住 所 那覇市

氏 名

印

次のとおり水道の用途を変更したいので届け出ます。

給水装置の設置場所	那覇市	
水 道 番 号		
用 途 別	新	一般用、公衆浴場用、演習用、船舶用、臨時用
	旧	一般用、公衆浴場用、演習用、船舶用、臨時用
口 径 別 (ミリメートル)	新	13、20、25、40、50、75、100、150
	旧	13、20、25、40、50、75、100、150

第 10 号様式 (第 13 条第 3 号関係)

課 長	係 長	係 員

水道使用 (使用者・所有者・管理人) 異動届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給水装置 (使用者、所有者、管理人)

住 所 那覇市

氏 名

印

氏名

次のとおり を変更したので届け出ます。

住所

給水装置の設置場所		那覇市
水 道 番 号		
氏名	新	
	旧	
住所	新	那覇市
	旧	那覇市

第 11 号様式 (第 13 条第 4 号関係)

課 長	係 長	係 員

給水装置 (所有名義・管理人名義) 変更届出書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給水装置 (所有者、管理人)

住 所 那覇市

氏 名

印

所有者

次のとおり を変更したので届け出ます。

管理人

給水装置の設置場所		那覇市	
水 道 番 号			
所有者	新	住所	那覇市
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
管理人	新	住所	那覇市
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	

第 12 号様式 (第 13 条第 5 号関係)

連合栓世帯数異動届出書

那覇市上下水道事業管理者 様

所有者氏名
水栓住所
水道番号
届出年月日

連合栓の世帯数に異動が生じたので、那覇市水道給水条例第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づいて、次のとおり届け出ます。

- 1 異動前の世帯数 世帯
- 2 異動後の世帯数 世帯
- 3 異動年月日 年 月 日

電算入力	料金課長	計量係長	係 員

- (注) 1 この届出書は、給水施設の改造に基づかないで世帯数に増減が生じた場合に用いるものであり、改造による増減 (水栓情報の欄に記録) の場合には給水工事設計書によらなければならない。
- 2 世帯数の異動は、当該異動に係る親メーターの検針が終了した日の翌日以後から認める。

第 13 号様式 (第 13 条第 6 号関係)

課 長	係 長	係 員

私 設 消 火 栓 使 用 届 出 書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

消火栓使用者

住 所 那覇市
氏 名

印

次のとおり消火栓を使用したので届け出ます。

消火栓の設置場所	那覇市
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量

立方メートル

第 14 号様式 (第 22 条関係)

水 道 料 金 等 減 免 申 請 書

那覇市上下水道事業管理者 様

年 月 日
担当者

申請者 水道番号

住所

氏名

年 月 日、漏水箇所については、修理しましたので、修理領収書を添えて、那覇市水道給水条例第 31 条に基づき水道料金を減免していただきますよう申請します。

(那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第18条 那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第4項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第6条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第11条第3号及び第13条第5号中「政令第4号」を「政令第5号」に改める。

第18条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第19条 那覇市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(昭和52年水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条中「水道部長」を「上下水道部長」に、「水道部副部長」を「管理課を担当する上下水道部副部長」に改める。

(那覇市水道局徴収事務委託規程の一部改正)

第20条 那覇市水道局徴収事務委託規程(平成16年水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第1条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、「(下水道使用料徴収事務委託に関する規則(1971年那覇市規則第9号)に基づき下水道使用料の徴収事務委託を受けたものを含む。)」を削り、「及び」を「並びに」に改める。

第3条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第1号様式中「徴収事務等従事者証」の次に「(徴収事務・計量事務)」を加え、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改め、同表裏面中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市水道局請負工事監督規程の一部改正)

第21条 那覇市水道局請負工事監督規程(昭和61年水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改め、同条第2項中「管理」を「監理」に改め、同条第3項中「処置」を「措置」に改める。

第4条中「及び主任技術者」を「主任技術者等」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「現場監督員」を「主任現場監督員又は現場監督員」に改める。

第9条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第11条第1項中第13号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

(13) 気象表

(14) 工事写真

第15条中「工事監督日誌」の次に「(第2号様式)」を加える。

第17条中「(第2号様式)」を「(第3号様式)」に改める。

第19条中「検査員が」を削る。

第22条の見出しを次のように改める。

(工事の立会い)

第36条を削り、第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第39条を次のように改め、同条を第38条とする。

(工事成績評定表の作成)

第38条 主任現場監督員又は現場監督員は、工事完成后速やかに当該請負者の工事成績評定表を作成し、これを主管課長に提出しなければならない。

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式

工 事 監 督 日 誌 年 月 日 ()曜日 天気	課 長	主任監督員	監督員	
現場立会 時 分 ~ 時 分				
工事概要				
協議及び指示事項				

(那覇市水道局請負工事等検査規程の一部改正)

第22条 那覇市水道局請負工事等検査規程（平成14年水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「担当」を「主管」に改め、「又は室」削り、「水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条第2項中「総務課」を「契約検査課」に改め、同条第3項中「担当」を「主管」改め、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 道路改良工事に伴う下水道切回し工事等附帯工事で随意契約によるもの

(5) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもの

第3条第4項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第7条第2項第2号中「、操作及び出来ばえ等」を「及び操作性等」に改める。

第11条中「担当」を「主管」に「総務課」を「契約検査課」に改める。

第13条中「総務課長」を「契約検査課長」に、「手直し」を「工事改造」に改める。

第14条中「総務課長」を「契約検査課長」に改める。

第15条の見出し中「復命書及び調書」を「検査報告書」に改め、同条第1項中「検査復命書及び検査調書」を「検査報告書」に、「総務課長」を「契約検査課長」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「手直し」を「改造」に、「総務課長」を「契約検査課長」に、「担当」を「主管」に改める。

第17条中「手直し」を「改造」に改める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第5条の改正規定にかかわらず、水道料金等納付書、水道料金等領収済通知書等において、あらかじめ那覇市水道事業管理者之印又は那覇市水道局企業出納員印の印影を印刷して執行する文書については、なお当分の間、「水道事業管理者」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「水道局企業出納員」とあるのは「上下水道局企業出納員」と読み替えるものとする。
- 3 那覇市水道局検針業務委託規程（平成11年水道局規程第2号）は、廃止する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

平 成 1 7 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局文書取扱規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局文書取扱規程

那覇市水道局文書取扱規程 (1970 年水道局規程第 1 号) の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 10 条)

第 2 章 文書の收受及び配布 (第 11 条～第 14 条)

第 3 章 事案の処理 (第 15 条～第 31 条)

第 4 章 文書の整理 (第 32 条～第 50 条)

第 5 章 その他 (第 51 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上下水道局 (以下「局」という。) における文書の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする

(文書主義)

第 2 条 事務の処理は、文書によることを原則とする。

2 電子メール、ファクシミリ等 (以下「メール等」という。) による処理は、文書により行われたものとみなす。

(文書取扱いの原則)

第 3 条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に処理されるよう努めなければならない。

(文書作成の原則)

第 4 条 文書の作成に当たっては、常用漢字表 (昭和 56 年内閣告示第 1 号)、現代仮名遣い (昭和 61 年内閣告示第 1 号)、送り仮名の付け方 (昭和 48 年内閣告示第 2 号) 及び外来語の表記 (平成 3 年内閣告示第 2 号) により、平易、簡潔かつ正確に表現するよう努めなければならない。

(文書取扱いの年度)

第 5 条 文書の取扱いは、原則として会計年度によるものとする。

(文書事務の統括)

第 6 条 総務課長は、局における文書事務を統括する。

(課長及び係長の責務)

第 7 条 課長は、常に課における文書事務が適正に処理されるよう留意し、その

促進に努めなければならない。

- 2 係長は、課長の指揮を受けて、係における文書事務を処理し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。

(文書主任)

第 8 条 課長の文書事務を補佐させるため、課に文書主任を置く。

- 2 文書主任は、課の庶務を担当する係長をもって充てる。
- 3 文書主任は、課長の命を受け、課における次の事務を処理する。
 - (1) 文書の審査に関すること。
 - (2) 文書の収受及び配布に関すること。
 - (3) 文書事務の指導及び改善に関すること。
 - (4) ファイリング・システムに関すること。
 - (5) その他文書の処理に関すること。

(帳簿等の種類)

第 9 条 文書の取扱いに使用する帳簿、帳票等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文書収発簿(第 1 号様式)
- (2) 書留文書配布簿(第 2 号様式)
- (3) 供覧用紙(第 3 号様式)
- (4) 起案用紙(甲・乙)(第 4 号様式)
- (5) 令達簿(第 5 号様式)
- (6) 公示文書簿(第 6 号様式)
- (7) 文書借覧簿(第 7 号様式)

(特例の帳簿等)

第 10 条 次に掲げる文書を処理する場合には、課長は、総務課長と協議して、当該文書の管理に関し、文書収発簿によらず、別の帳簿を使用し、又は帳簿の使用を省略する等、適宜の処理をすることができる。

- (1) 一時に多数を収受し、又は発送する文書
- (2) 主管課において記載内容等を指導する必要がある文書
- (3) メール等により収受し、又は発送する文書で軽易なもの

第 2 章 文書の収受及び配布

(文書の収受及び配布)

第 11 条 到着した文書は、総務課において収受し、次に掲げる方法により処理する。

- (1) 開封が不適当と認められる文書は、書留文書配布簿に登載して主管課又は名宛人に配布すること。
- (2) 前号以外の文書は、開封の上受付印(第 18 号様式)を押し、文書収発簿に登載し、主管課に配布すること。ただし、請求書、領収書、その他定期刊行等の軽易な文書は、文書収受簿の登載を省略することができる。
- (3) 書留郵便物は、書留文書配布簿に登載すること。
- (4) 現金、金券、有価証券又は物品(以下「金品」という。)を添付した文書は、「金品」と朱書し、金品配布簿に登載して主管課に配布すること。
- (5) 訴状、異議申立書等日時の到来が権利の得喪に関わるものについては、その日時を明らかにし、取扱者が証印の上配布すること。その際封筒があるときは、その封筒を添付しなければならない。
- (6) 文書及び金品を配布するときは、必ず受領者の印を徴すること。

- 2 複数の課に係りのある文書は、最も関係の深い課に配布するものとし、関係の度合いが定めにくいとき又は異例に属するものであるときは、関係課長と協議の上、総務課長が主管課を決定する。
- 3 文書又は金品の収受に関し、送達証明を求められたときは、総務課長が証明するものとする。
- 4 メール等により送付された文書で重要なものは、総務課において収受するものとする。
- 5 メール等を受け取った課は、これを印刷し、総務課で収受させなければならない。

(主管に属しない文書)

第 12 条 配布を受けた文書が主管に属しないものであるときは、各課長が相互に授受することなく、理由を付して直ちに総務課長に返付しなければならない。

(担当職員への配布)

第 13 条 文書主任は、配布された文書を文書整理簿に件名、差出人等を記載した後、当該事務の担当職員に配布し、処理させなければならない。

(供覧等)

第 14 条 前条の規定に基づき文書の配布を受けた職員は、文書を処理する前に供覧用紙を用いて上司の供覧に供し、その処理について、指示を受けなければならない。この場合において、特に内容が軽易な文書については、閲覧のみに供することができる。

- 2 前項の文書で、他の課に係りのあるものは、その課の閲覧に供しなければならない。

第 3 章 事案の処理

(事案の処理)

第 15 条 事案の処理は、すべて文書によるものとし、起案用紙を用いて行わなければならない。ただし、単に閲覧のみで足りる軽易なものは、供覧用紙に必要な事項を記入して処理することができる。

- 2 メール等により処理する事案についても、前項の規定を適用する。この場合において、起案に添付する資料がフロッピーディスク、CD 等 (以下「フロッピーディスク等」という。) に記録されているものであり、かつ、印刷に大分の量を要するときは、フロッピーディスク等を添付して行うことができる。

(起案の方法)

第 16 条 起案は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 件名、起案者の職名及び氏名、起案年月日その他必要な事項を明記すること。
- (2) 起案の理由、経過説明、本文の順に簡潔に記述し、関係規定その他参考となる事項を付し、関係書類を添付すること。ただし、事案が定例又は軽易なものについては、理由及び経過説明を省略することができる。
- (3) 密接な関係をもつ事案は、努めて一括にし、案の 1、案の 2 の方法で起案すること。
- (4) 文体、用字、用語、書式、その他公用文の作成については、第 4 条に定めるほか那覇市公用文に関する規程(1967 年那覇市訓令第 5 号)の例によること。
- (5) 急を要するものについては、「急」と朱書すること。
- (6) 秘密を要するものについては、「秘」と朱書し、封筒等に入れるなど他見

に触れないように処置すること。

- (7) 字句を訂正、削除又は挿入するときは、その箇所にその行為をした者の印を押印すること。

(決裁区分)

第 17 条 起案文書は、内容により次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 甲 水道事業管理者 (以下「管理者」という。) の決裁を受けるもの
- (2) 乙 部長の決裁を受けるもの
- (3) 丙 副部長の決裁を受けるもの
- (4) 丁 課長の決裁を受けるもの
- (5) 戊 係長の決裁を受けるもの

2 那覇市水道局事務決裁規程(昭和 62 年水道局規程第 6 号)に基づき専決者が決裁する事案は、管理者の決裁欄に「専決」と表示し、不要の欄は、斜線(左上から右下へ)で抹消しなければならない。

(文書の審査)

第 18 条 起案文書は、文書主任の審査を受けなければならない。

2 対外文書で管理者の決裁を受けるべきものは、部長の回議を経た後、総務課の文書主任の審査を受けなければならない。

3 文書の審査は、次に掲げる事項に重点をおいて行うものとし、訂正することにより文意を変えることがあってはならない。

- (1) 用字、用語及び文体について
- (2) 保存種目について

4 文書の審査の結果、訂正する箇所が多い場合は、起案者に返付し、再度起案をさせることができる。

(合議)

第 19 条 他課に関係のある起案文書は、関係課に合議しなければならない。

2 合議は、最も関係の深い課から順に行うものとし、起案用紙にはその順に合議先を表示しなければならない。

3 合議において、関係課の意見が調わない場合は、関係課長は協議しなければならない。

4 前項の協議が不調のときは、上司の指示を受けるものとする。

5 合議を受けた事案の結果を知る必要がある場合は、課長名の上に「要再回」と朱書するものとする。

(持回り決裁)

第 20 条 重要なもの、異例であるため説明を要するもの、急施の必要があるもの又は秘密を要するものは、起案者が自ら持ち回って、決裁を受けなければならない。

(代決及び後閲)

第 21 条 那覇市水道局事務決裁規程(昭和 62 年水道局規程第 6 号) 第 7 条から第 11 条までの規定に基づき代決した場合は、代決者として押印した欄に「代」と表示し、管理者又は専決者の登庁後速やかに閲覧に供さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、代決することが不適当と認められるものについては、代決をせず、当該決裁欄の上に「後閲」と表示し、決裁を進めるものとする。

3 前項の規定により後閲とした起案文書は、速やかに後閲とした者の閲覧に供さなければならない。

(変更、廃止、否決等の処置)

第 22 条 回議の途中において、起案文書が当初の趣旨と異なって決裁され、又は廃止された場合において、その起案文書が合議を受けたものであるときは、合議をした課に再び合議しなければならない。

2 決裁になった起案文書(以下「原議書」という。)を廃止し、又は保留すべき必要が生じた場合は、その理由を付して合議の回議順序に従って承認を受けなければならない。この場合においては、第 15 条から前条までの規定を準用する。

3 起案文書で否決されたものは、廃案の手続をとらなければならない。

(収受文書の処理状況の調査)

第 23 条 総務課長は、常に収受文書の処理状況を調査し、配布後 1 月を経過してもなお未処理のものがあるときは、主管課長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた主管課長は、未処理の文書の処理を速やかに行うとともに、その処理されなかった理由を総務課長に報告しなければならない。

(管理者決裁文書の取扱い)

第 24 条 管理者が決裁した文書は、総務課において決裁年月日を記入して、主管課に返付するものとする。

(浄書)

第 25 条 浄書は、主管課において行うものとする。

(文書の記号及び番号)

第 26 条 発送文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、メール等の処理で特に軽易なもの又は相手方が記号又は番号を省略した書式を指定しているものについては、この限りでない。

2 記号は、「那水」の文字と主管課の頭文字 1 字を併せ用いるものとする。ただし、主管課の頭文字 1 字のみでは分かりにくい場合は、この限りでない。

3 番号は、会計年度毎の一連番号を用いるものとする。

4 同一事案に属する文書は、同事案が完結するまでの間は同一番号を用いるものとする。ただし、年度内に完結しない事案については、翌年度におけるその事案の施行又は収受の際に新たに番号を付すものとする。

5 対内文書には、文書記号及び文書番号を付さないものとする。この場合において対内文書とは、那覇市の行政機関に発送する文書をいう。

(令達文書の取扱い)

第 27 条 規程、告示等の令達文書は、総務課において、種類毎に令達番号を付すものとする。

(公示文書)

第 28 条 文書を公示しようとするときは、その原議を総務課に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の送付を受けたときは、公示文書簿に番号、件名等必要な事項を記入して、公示に必要な手続をとるものとする。

(発信者名)

第 29 条 文書の発信は、原則として管理者名をもって行わなければならない。ただし、軽易なもの又はメール等によるもので相手方が発信者を指定しているものについては、部長名、副部長名、課長名若しくはその他の者をもって行うことができる。

(公印及び契印)

第 30 条 発送する文書には、那覇市水道局公印規程(1967 年水道局規程第 7 号)に規定する公印を押し、契印により原議との間に割印を押さなければならない。

ただし、対内文書又は対外文書のうち軽易な文書若しくはメール等による処理については、押印を省略することができる。

- 2 契約書その他とし替えを禁ずる文書には、そのとし目に公印で割印をしなければならない。

(文書の発送)

第 31 条 文書は、文書収発簿に記帳後、主管課において発送するものとする。ただし、メール等による処理で軽易なものは、文書収発簿の記帳を省略することができる。

- 2 文書収発簿は、総務課に備え付けるものとする。
- 3 郵送によらないものは文書送付簿により送付し、受領者の印を徴しなければならない。

第 4 章 文書の整理

(文書の整理)

第 32 条 配布を受けた文書は、常に処理経過が把握できるよう所定の箇所に保管し、又は保存しなければならない。

- 2 文書の保管又は保存に当たっては、常に紛失、火災、盗難等に対する措置をとるとともに、重要な文書については、非常災害に際し、いつでも持ち出せるように準備しておかなければならない。

(文書の完結)

第 33 条 起案文書は、原議書に完結年月日を記入したときに完結したものとする。

- 2 完結年月日は、文書が発送文書であるときは発送年月日とし、收受文書であるときは決裁年月日とする。
- 3 起案文書で文書収発簿に記載のあるものについては、その起案文書を総務課に送付しなければならない。
- 4 総務課長は、前項の送付があつたときは、原議書及び文書収発簿に必要な事項を記入した上で、主管課に返付するものとする。

(ファイル基準表)

第 34 条 文書主任は、毎年 4 月末日までに、課においてファイルする文書のファイル基準表を 3 部作成し、そのうちの 1 部を総務課長に送付しなければならない。

- 2 前項のファイル基準表は、文書主任においてその年度の記載事項を記録するものとし、課長は、変更の都度これを総務課に送付しなければならない。

(ファイル基準表の精査)

第 35 条 総務課長は、前条の規定により提出されたファイル基準表の記載事項の適否を精査するものとする。

(保管用具)

第 36 条 文書の整理及び保管には、フォルダー、ファイル・ボックス、キャビネット等ファイリング用具を使用しなければならない。ただし、キャビネットに収納することが不適当な文書については、書棚、書架等を使用することができる。

(保管場所)

第 37 条 文書は、執務中を除き、一定の場所に保管しなければならない。

- 2 文書が完結したときは、速やかにファイル基準表の分類に従って個別フォルダーに収め、所定の位置に保管しなければならない。

- 3 未完結文書は、事務担当者別の懸案フォルダーに収め、退庁時に所定の位置に保管しなければならない。
- 4 秘密文書については、特定の場所に施錠して保管しなければならない。
(完結文書の編集)
- 第 38 条 完結文書は、会計年度毎に編集しなければならない。ただし、暦年により整理すべき完結文書は、暦年ごとに編集するものとする。
- 2 事案が2年度以上にわたる文書は、最も新しい文書の日付けが属する年度に編集しなければならない。
- 3 完結文書の編集は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 - (1) 個別フォルダーに収める文書の厚さは、8ミリメートル以内を標準とし、これを超える場合は、分けて編集する。
 - (2) フォルダー化(個別フォルダーに収めることをいう。以下同じ。)する文書は、つづらないものとする。ただし、つづって整理したほうが便利なものについては、専用のファスナーによりつづって編集する。
 - (3) フォルダー化した文書の編集は、保管に必要な文書を廃棄した後、時系列に行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、フォルダー化に適さない完結文書は、次に掲げる方法により編集及び製本しなければならない。
 - (1) 文書種目表の号種別に区分し、完結年月日の古いものを最上位にし、時系列的に編集する。
 - (2) 事案が複数の類目に関係するときは、最も関係の深い類目に編集し、他の関係する類目にその旨を記載する。
 - (3) 目次を付ける。
 - (4) 表紙及び背表紙には、年度(年)、号、種別、簿冊名、類目及び主管部課を記載する。
 - (5) 背表紙は、文書の種目が第1種は赤、第2種は青、第3種は黄に色分けする。
 - (6) 簿冊の厚さは、約6センチメートルを標準とし、これを超える場合は、分冊する。
 - (7) 文書の量が少ない場合は、2年度分以上を1冊にまとめることができる。この場合においては、年度の区分を明らかにするために区分紙を入れるものとする。
 - (8) 文書に附属する図面等で編集に不便なものは、適宜紙袋等に入れて整理し、当該文書にその旨を記載する。
- (保管期間)
- 第 39 条 完結し、編集された文書の主管課における保管期間は、1年間(完結の日の属する年度の翌年度3月31日まで。ただし、暦年により整理した文書は、完結の日の属する年の翌年12月31日まで。)とする。
- 2 保管期間は、保存期間に算入するものとする。
(保管文書の引継)
- 第 40 条 総務課長は、課で保管を終えた文書の引継ぎについて、予算、決算又は会計に関するものは毎年8月末日までに、その他のものは毎年2月末日までに課長あて通知するものとする。
- 2 課長は、前項の規定により通知を受けたときは、ファイル基準表により引継ぎをする文書又は引継ぎをしない文書を回答しなければならない。
- 3 文書の引継ぎは、第1項の通知のあった日から1月以内に行わなければならない。

4 引継ぎをしない文書とは、次の各号のいずれかに該当する場合で、課長が、特に課で保管することが適当であると認めるものとする。

- (1) 継続事業に係る文書
- (2) 事故等による繰越事業に係る文書
- (3) その他業務上必要な文書

5 総務課長は、第2項の規定による回答を受け、引継ぎを終了したときは、ファイル基準表に引継ぎの有無、年月日等を記入しなければならない。

6 総務課長は、引継ぎを受けた文書のうち保存を要する文書（以下「保存文書」という。）の編集、製本等について審査し、不適切なものと認めるときは、課長にその補正を求めるものとする。

（保存期間）

第41条 文書の保存期間の種別は、次の各号に定める4種とし、その期間は当該各号に定めるところとする。

- (1) 第1種 永年保存
- (2) 第2種 10年保存
- (3) 第3種 5年保存
- (4) 第4種 1年保存

（保存期間の始期）

第42条 文書の保存期間は、文書の完結の日の属する年度の翌年度4月1日から起算する。この場合において、第39条の保管期間は、保存期間に算入するものとする。

（第1種文書）

第43条 第1種に属する文書は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 条例、規程その他例規に準じるもの
- (2) 重要な事業計画及びその実施に関するもの
- (3) 水道史及び市史の資料になる重要なもの
- (4) 市長に提出した文書で特に重要なもの
- (5) 予算、決算、その他議会の議決書等の重要なもの
- (6) 政府からの通知文書等で重要なもの
- (7) 訴願、訴訟、和解、不服申立等争訟に関する文書で重要なもの
- (8) 統計で重要なもの
- (9) 各種台帳、原簿類で重要なもの
- (10) 職員の任免、賞罰等人事に関する文書で重要なもの
- (11) 財産、営造物及び起債等に関する文書で重要なもの
- (12) 認可、許可又は契約等に関する文書で重要なもの
- (13) 重要な機関の設置、廃止等に関するもの
- (14) 隣接市町村との間における水道施設等に関するもの
- (15) 事務引継ぎに関する重要なもの
- (16) その他重要で永年保存の必要があると認められるもの

（第2種文書）

第44条 第2種に属する文書は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 料金、手数料等に関する文書で重要なもの
- (2) 金銭の支払いに関する文書で重要なもの
- (3) 備品の出納に関する文書で重要なもの
- (4) 陳情に関する文書で重要なもの
- (5) その他10年保存の必要があると認められるもの

（第3種文書）

第 45 条 第 3 種に属する文書は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調査、報告等で重要なもの
 - (2) 事務の施策に関する文書で重要なもの
 - (3) 事務の執行上参考となる統計資料
 - (4) 金銭等の出納に関するもの
 - (5) その他 5 年保存の必要があると認められるもの
- (第 4 種文書)

第 46 条 第 4 種に属する文書は、第 1 種から第 3 種に属しないものとする。

(メール等への準用)

第 47 条 第 39 条から前条までの規定は、メール等による処理についても準用する。

(保存文書の収蔵)

第 48 条 保存文書は、書庫に収蔵しなければならない。

- 2 保存文書は、課別、年又は年度別及び種別に整理するものとする。
- 3 書庫は、総務課長が管理するものとする。

(借覧)

第 49 条 保存文書を借覧する場合は、借覧簿に必要な事項を記入し、総務課長の許可を受けなければならない。

- 2 保存文書は、総務課長が必要と認めたとき以外は、庁外に持ち出すことができない。
- 3 借覧期間は、7 日以内とする。ただし、借覧期間中であっても総務課長が必要と認めるときは、随時その返還を求めることができる。
- 4 借覧文書は、いかなる理由があっても抜取り、取替え、増加又は訂正してはならない。
- 5 借覧を受けた者は、借覧文書を他に転借覧させてはならない。
- 6 借覧を受けた者は、借覧文書を損傷又は紛失したとき若しくは借覧文書に異常を認めたときは、直ちに総務課長に届け出なければならない。

(廃棄)

第 50 条 総務課長は、毎年 4 月に保存期間の終了した文書を調査し、その種別及び数量を文書廃棄台帳に記載し、関係課に合議して、管理者の決裁を経て廃棄処分するものとする。

- 2 保存期間の終了した文書であっても、課長の要求がある場合は、期間保存を延伸することができる。
- 3 文書の廃棄は、焼却又は溶解の方法で行わなければならない。
- 4 課長は、メール等により処理された事案に係るフロッピーディスク等の記録を、適当な方法により廃棄しなければならない。

第 5 章 その他

(その他)

第 51 条 その他文書の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

受付月日 受付番号	件 名	発信者・あて先 文書番号	主管課・受領日 受領者・発送者	処 理 経 過
／ 第 号				／完結
			／	
／ 第 号				／完結
			／	
／ 第 号				／完結
			／	
／ 第 号				／完結
			／	
／ 第 号				／完結
			／	
／ 第 号				／完結
			／	

第 2 号様式

書 留 文 書 配 布 簿

収 受 月 日	発 信 者	受 信 者	主管課	受 領 課	月 日	摘要

第 3 号様式

供覧用紙

供 覧			年 月 日				
管理者	部長	副部長	課 名		課長	係長	係員
			主 管				
			合 議 先				
公開諾否 第 1 次判断	1 公開 2 部分公開 年 月まで 3 非公開 非公開				2、3 の理由	那覇市情報公開条例 第 6 条第 1 項 号に該当	

第 4 号 様 式

起 案 用 紙 (甲)

決 裁 区 分	甲	乙	丙	丁	戊	保 存 種 目	永 年	1 0 年	5 年	1 年	
公 印	発 送	取扱上の注意				年 月 日 起 案					
月 日	月 日					年 月 日 決 裁					
						年 月 日 施 行					
あて先		公開受諾 1 公開 2 部分公開 3 非公開 第一次判断 (年 月まで非公開)					総務課 文書主任	予算			
発信者		2 又は 3 の理由 那覇市情報公開条例第 6 条第 1 項 号に該当									
管理者	部 長	副部長	課 長	係 長	主管 上下水道局 課 係						
					起案者職氏名 印					電話番号	
合 議 先	課長					係長					係
	課長					係長					係
	課長					係長					係
市 長 部 局	市 長	助役	助役	部長	副部長	課長	係長		係		
				部長	副部長	課長	係長		係		
件 名											
このことについて次のとおり してよろしいか。											

那 覇 市 上 下 水 道 局

長（以下「市長」という。）がした許可、承認等の行為は、他の規程に定めがあるもののほか、整備条例の施行後は、那覇市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」という。）がした許可、承認等の行為とみなす。

（申請等の行為の経過措置）

第3条 整備条例の施行前に、水道事業に関し水道事業管理者に対してされている申請、届出等の行為及び下水道事業に関し市長に対してされている申請、届出等の行為は、他の規程に定めがあるもののほか、整備条例の施行後は、上下水道事業管理者に対してされている申請、届出等の行為とみなす。

（報告等の義務の経過措置）

第4条 整備条例の施行前に、水道事業に関し水道事業管理者に対し報告、届出等の手続をしなければならないとされている事項及び下水道事業に関し市長に対し報告、届出等の手続をしなければならないとされている事項で整備条例の施行前にその手続がされていないものについては、他の規程に定めがあるもののほか、整備条例の施行後は、上下水道事業管理者に対し報告、届出等の手続をしなければならない事項とみなす。

（契約等の経過措置）

第5条 整備条例の施行前に、水道事業に関し水道事業管理者とした契約等の行為及び下水道事業に関し市長とした契約等の行為のうち、履行期限又は履行期間が整備条例の施行後も続くときは、契約等の行為に特別の定めがあるもののほか、整備条例の施行後は、上下水道事業管理者とした契約等の行為とみなす。

（任免等の経過措置）

第6条 整備条例施行前において那覇市水道局において現にある職及び現に受ける号級に相当する給料（臨時職員においては賃金、非常勤職員にあつては報酬）を受けている者は、当該職及び号級をもって、那覇市上下水道局企業職員に任命されたものとみなす。

2 整備条例施行前において那覇市水道局において現に有する職に補職され、又は現にある箇所に勤務を命じられた者は、整備条例施行後も、那覇市上下水道局において当該職に補職され、又は当該箇所に勤務を命じられた者とみなす。

（規程等の経過措置）

第7条 整備条例の施行前に、水道事業に関し水道事業管理者として制定した規程、要綱等及び下水道事業に関し市長として制定した要綱、要領等は、特別の定めがあるもののほか整備条例の施行後は、上下水道事業管理者として制定したものとみなす。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 8 号
平成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市下水道条例施行規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市下水道条例施行規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市下水道条例 (1969 年那覇市条例第 6 号。以下「条例」という。) の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第 2 条 条例第 3 条第 11 号に規定する使用月の始期及び終期は、次に定めるところによる。

(1) 市水道事業の水道水を使用する場合は、那覇市水道給水条例(平成 9 年那覇市条例第 37 号)第 24 条に規定する定例日の翌日を始期とし、次回の定例日をその終期とする。

(2) 前号以外の場合は、上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。) がその認定日を定め、その認定日の翌日を始期、次回の認定日を終期とする。

第 2 章 排水設備の設置等

(排水設備の固着箇所等)

第 3 条 条例第 6 条第 2 号に規定する排水設備を公共ます等に固着するときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の穴をあけ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(3) 前 2 号により難い特別な理由があるときは、管理者の指示を受けること。

(排水設備の構造及び設計基準)

第 4 条 条例第 6 条第 5 号に規定する排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。

(1) 管渠

ア 管渠の構造は、暗渠とすること。

イ 排水管の内容及び排水管渠の断面積は、条例 6 条第 3 号及び第 4 号に定める基準により下水を支障なく流下させることができるものとする。

ウ 管渠の勾配は、特別の場合を除き次の表に定めるところとする。

排水管内径(単位ミリメートル)	勾 配
100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満
150 以上	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満
200 以上	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満
250 以上	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満

エ 排水管の土かぶりは、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 25 センチメートル以上を標準とすること。

(2) ます

ア 暗渠の起点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種の異なる箇所には
ますを設置すること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は
曲管を用いること。

イ 暗渠の直線部には、その管径の 120 倍以内間隔にますを設置すること。

ウ ますの内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、30 セン
チメートル以上とすること。円形又は角形とし、れんが、コンクリート、
プラスチックその他の耐水性の材料で造られていること。

エ ますの底部には、雨水暗渠に属するものは、深さ 15 センチメートル以上
の泥溜^{ため}を、污水管渠に属するものは、接続する内径に応じインバートを設
けること。

オ ますには铸铁製のふたを取り付けること。ただし、雨水管渠に属するも
のでは格子ふたを取り付けることができる。

(3) ごみよけ装置

浴場、流し場等の污水流出箇所には、固形物の流下を止めるため、目幅 10
ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

(4) ディスポーザー排水処理システム

ディスポーザーと排水処理槽から構成され、適切な維持管理が行われるもの
でなければならない。

(5) 防臭装置

水洗便所、浴場、流し場等の污水流出箇所にはトラップ又は防臭ますを取
り付けること。トラップの封水がサイフォン作用又は逆圧によって破られる
おそれがあると認めるときは、通気管を設けること。

(6) 油脂遮断装置

油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(7) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には、適当な砂溜^{ため}を設けること。

(8) ポンプ施設

地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施
設を設けてしなければならない。ポンプ施設は、下水が逆流しないような構
造のものでなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、排水設備計画確認申請書 (第 1 号
様式) によるものとする。

2 条例第 8 条第 3 項第 5 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 接続先
- (3) 工事の種別
- (4) 使用水の種別
- (5) 建物の用途
- (6) 使用世帯数及び人員
- (7) 工事予定期間
- (8) 排水設備責任技術者の氏名及び登録番号
- (9) 貸付状況
- (10) 除害施設の有無
- (11) 申請の年月日

3 条例第 8 条第 4 項の規定による通知は、排水設備計画確認通知書(第 2 号様式)によるものとする。

(排水設備の工事の完了届)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、排水設備工事完了届(第 3 号様式)によるものとする。

2 条例第 9 条第 2 項第 5 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 確認番号
- (2) 確認年月日
- (3) 工事期間
- (4) 届出の年月日

(検査済証及び章標)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項に規定する検査済証及び章標は、第 4 号様式及び第 5 号様式のとおりとする。

第 3 章 公共下水道の使用

(総代人の選定届)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項の規定による届出は、総代人選定(変更)届(第 6 号様式)によるものとする。

2 条例第 21 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同使用者の氏名及び住所
- (2) 水道メーター番号
- (3) 届出の年月日

(使用の開始等の届出)

第 9 条 条例第 22 条第 1 項の規定による届出は、公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届(第 7 号様式)によるものとする。

2 条例第 22 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所
- (2) 使用水の種別
- (3) 工事の種別
- (4) 建物の用途
- (5) 使用世帯数及び人員
- (6) 指定工事店名
- (7) 排水設備図面
- (8) 届出の年月日

(除害施設の設置等の届出)

第 10 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出は、除害施設設置(変更)届(第 8 号様式)によるものとする。

2 条例第 29 条第 2 項第 5 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 工事内容
- (3) 工事予定期間
- (4) 届出の年月日

(除害施設の使用開始等の届出)

第 11 条 条例第 29 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による届出は、除害施設使用開始(休止・廃止・再開)届(第 9 号様式)によるものとする。

2 条例第 29 条第 4 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水口数
- (3) 工事期間
- (4) 処理方法
- (5) 届出の年月日

(使用変更の届出)

第 13 条 条例第 32 条第 1 項の規定による届出は、公共下水道使用変更届(第 11 号様式)によるものとする。

2 条例第 32 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所(使用者の変更にあつては、新使用者の氏名及び住所)
- (2) 届出の年月日

3 使用者により那覇市水道給水条例の規定に基づく使用の休止若しくは廃止の届出又は使用者の変更の届出(以下この項において「休止等の届出」という。)が出されているときは、当該届出をもって公共下水道の休止等の届出とみなすことができる。

(使用料の精算)

第 14 条 使用料の納付後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、使用を継続している場合は、次期以後に徴収する使用料で精算することができる。

(排出汚水量の認定)

第 15 条 管理者が条例第 36 条第 1 項第 2 号及び第 37 条第 1 項により排出汚水量を認定する場合において、管理者の指定する位置に設置された計測のための装置があるときは、その計測した量による。ただし、管理者が認めるときは、毎月概算の量によることができる。この場合においては、年 1 回以上精算のための計測を行うものとする。

2 前項の場合において、管理者の指定する位置に設置された計測のための装置がないときは、次に定めるところによる。

- (1) 家事のみに使用される井戸水を使用する場合の井戸水に係る排出汚水量は、1 使用月につき 20 立方メートルとする。
- (2) 前号に規定する井戸水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の井戸水に係る排出汚水量は、前号の規定にかかわらず、5 立方メートルとする。

(3) 前 2 号に規定する場合以外の排出汚水量については、揚水設備、水の使用状況、業務の態様その他の事実を考慮して認定する。

(減量認定の申請)

第 16 条 条例第 37 条第 3 項の規定による申請は、減量認定申請書(第 12 号様式)によるものとする。

2 条例第 37 条第 4 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所
- (2) 申請理由
- (3) 申請の年月日

(排出汚水量の申告)

第 17 条 条例第 38 条第 1 項の規定による申告は、排出汚水量申告書(第 13 号様式)によるものとする。

2 条例第 38 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所
- (2) 認定の根拠となる計測のための装置を計測した年月日
- (3) 申告の年月日

(概算使用料の前納)

第 18 条 条例第 39 条に規定する必要と認めるときは、次の各号に該当するときとする。

- (1) 市の水道料金を前納しているとき。
- (2) 使用者から前納の申請があったとき。

第 4 章 行為の許可

(行為の許可の申請)

第 19 条 条例第 42 条第 1 項の規定による申請は、物件設置(変更)許可申請書(第 14 号様式)によるものとする。

2 条例第 42 条第 3 項の規定による許可の通知は、物件設置(変更)許可書(第 15 号様式)によるものとする。

(占用の許可の申請)

第 20 条 条例第 44 条第 2 項の規定による申請は、下水道敷占用許可(変更)申請書(第 16 号様式)によるものとする。

2 条例第 44 条第 4 項の規定による許可の通知は、下水道敷占用(変更)許可書(第 17 号様式)によるものとする。

(占用者の変更の届出)

第 21 条 条例第 45 条第 1 項の規定による届出は、下水道敷占用者変更届(第 18 号様式)によるものとする。

(占用許可の期間)

第 22 条 条例第 47 条に規定する占用許可の期間は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 電柱、電らん、水道管、ガス管その他これらに類する埋設管類を設けるための
占用 5 年以内
- (2) 通路又は架橋のための占用 3 年以内
- (3) 板囲い、物置場その他これらに類するものを設置するための占用 3 年以内
- (4) 前各号以外の占用 1 年以内

(原状回復届)

第 23 条 条例第 49 条第 1 項の規定による届出は、下水道敷占用原状回復届(第 19 号様式)によるものとする。

(使用料等の減免)

第 24 条 条例第 51 条第 2 項の規定による申請は、下水道使用料(占用料)減免申請書(第 20 号様式)によるものとする。

2 条例第 51 条第 3 項第 3 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者等の氏名及び住所

(2) 申請の年月日

(排水設備の清掃)

第 25 条 排水設備は、その機能に支障をきたさないよう使用者において清掃し、常に清潔にしなければならない。

(委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式 (表)

下水道排水設備計画確認申請書						
届出年月日 年 月 日						
那覇市上下水道事業管理者 様						
申請者住所						
氏名 印						
(電話)						
次のとおり申請します。なお、この排水設備新設工事について、利害関係者との間に紛争又は事故等を生じた場合は、一切私の責任において処理します。						
設置場所						
接続方法	1 公共ます 2 ます設置 (新規) 3 私設ます 4 物件設置					
義務者	住所		氏名			
工事の種別	1 汲取改造 2 浄化槽改造 3 新築 4 増築 5 改築 6 臨時					
使用水の種別	1 水道水 2 井戸水 3 雨水 4 その他 ()					
建物の用途	1 一般家庭 2 アパート 3 会社 4 官公署 5 学校 6 商店 7 浴場 8 その他 () 注意：一般家庭とアパート以外は、その用途を記載して下さい。 ()					
使用世帯数 及び人員		世帯数	人員		世帯数	人員
	一般家庭			アパート		
工事予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日					
指定工事店 名	指定 (登録) 番号 住所 商号 (名称) 電話 代表者氏名 印					
排水設備工 事責任技術 者名	登録番号 氏名 印					
貸付状況	有 無		除害施設	有 () 無		
確認に関す る意見等						
受付	年月日 番号		決裁	年月日 番号		
年 月 日調査した結果、支障がないと認めたので、別紙 (確認通知書) のとおり通知してよろしいか。						
決 裁 欄	部長	副部長	課長	係長	係	確認通知書送付年月日 年 月 日

第1号様式

(裏)

[illegible][illegible]

見取り図

第2号様式

下記の設置場所の排水設備計画申請については、那覇市下水道条例第8条第1項の規定に適合することを確認しましたので、通知します。

設置場所	
確認番号	第 号
確認年月日	年 月 日
指定工事店名	(電話)

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

印

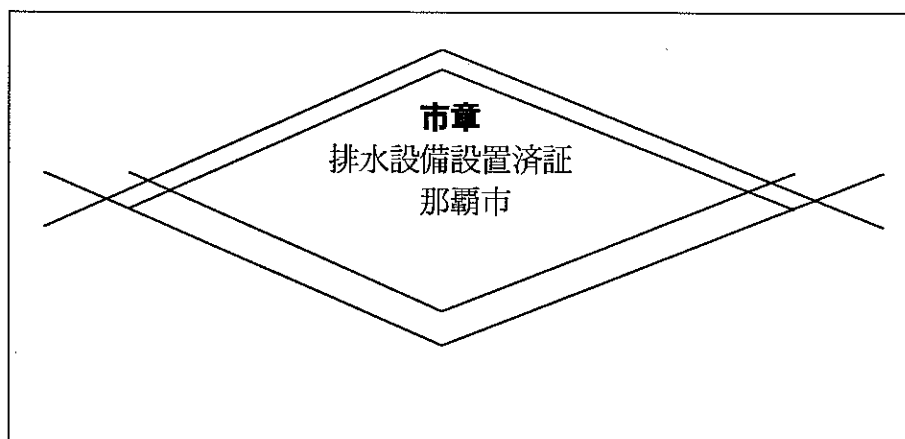
第 3 号様式

下水道排水設備工事完了届									
年 月 日									
那覇市上下水道事業管理者 様									
届出者住所									
氏名									
(電話									
指定工事店 商号又は名称									
代表者名									
印									
那覇市下水道条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおりお届けします。									
設置場所									
確認番号	第 号								
確認年月日	年 月 日								
工事期間	着手	年	月	日	日間				
	完成	年	月	日					
検査年月日	年	月	日	検査員氏名					
備考									
受付年月日	年	月	日	決裁年月日	年 月 日				
検査した結果、支障がないと認められたので、別紙（排水設備検査済証）を交付してよろしいか。									
決裁欄	部長		副部長		課長		係長		係

第 4 号様式

下水道排水設備検査済証									
下記の設置場所の排水設備は、那覇市下水道条例第9条第1項の規定による検査の結果、排水設備の設置及び構造に関する法令及び同条例の規定に適合していることを証明します。									
設置場所									
確認番号	第 号								
検査年月日	年 月 日								
指定工事店名	(電話)								
年 月 日									
那覇市上下水道事業管理者									
印									

第 5 号様式



- 1 寸法横 6.0 センチメートル
縦 4.2 センチメートル
- 2 色市章白文字白
- 3 材質アルミ板(黒)

第 6 号様式

総代人選定(変更)届			
			年 月 日
那覇市上下水道事業管理者 様			
水道メーター番号	住 所	氏 名	印
那覇市下水道条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり連署してお届けします。			
設置場所			
確認番号	第 号		
新総代人	住所		
	氏名		
旧総代人	住所		
	氏名		
備考・調査事項			

第 7 号様式

(表)

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届									
年 月 日									
那覇市上下水道事業管理者 様									
届出者住所									
氏名 印									
使用者住所									
氏名 印									
(電話)									
那覇市下水道条例第22条第1項の規定に基づき、次のとおりお届けします。									
設置場所									
確認年月日及び番号		年 月 日			第 号				
使用開始(休止・廃止・再開)年月日					年 月 日				
使用水の別	水道水 井戸水 雨水 その他()								
工事の種類	1 汲取改造 2 浄化槽改造 3 新築 4 増築 5 改築 6 臨時 7 メーター分岐 8 その他 ()								
建物の用途	1 一般家庭 2 アパート 3 会社 4 官公署 5 学校 6 商店 7 浴場 8 その他 ()								
使用世帯数及び人員 (上記1と2のみ)	一般家庭		世帯数	人員	アパート		世帯数	人員	
水道メーター番号	口径	指数	収納 (検針又は水道) 番号				使用者氏名		
指定工事店名		(電話)							
調査事項及び結果									
上記のとおり公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)の届出があり、調査した結果、支障がないと認められたので、その旨処理してよろしいでしょうか。									
受付	年 月 日			決裁	年 月 日				
決裁欄	部長		副部長		課長		係長		係

(裏)

[illegible]

※ 敷地の入口から出口までの水道水、地下水、冷却水等の水の経路とメーターの位置も図示してください。

第 8 号様式

除害施設設置(変更)届 年 月 日	
那覇市上下水道事業管理者様	
住所 届出者 名称 代表者名 電話 印	
次のとおり除害施設を設置(変更)したいので、関係書類を添えてお届けします。	
設置場所	那覇市
処理方法	
施設名称	
工事内容	新設・増設・改築
構造、処理工程その他必要書類	別添
施 工 業 者	住所 名称 代表者名 電話 工事予定期間 自 年 月 日 至 年 月 日
備考	

第 9 号様式

除害施設使用開始(休止・廃止・再開)届 年 月 日			
那覇市上下水道事業管理者様			
住所 届出者 名称 代表者名			
印			
電話			
次のとおり除害施設を使用開始(休止・廃止・再開)したいのでお届けします。			
水量及び水質	水量月平均 水質別紙のとおり	m2 日最大 m2	
排水口数	箇所	工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
施設名称			
処理方法		使用開始(休止・廃止・再開)年月日	年 月 日
備考			

第 10 号様式

除害施設設置者氏名等変更届 年 月 日 那覇市上下水道事業管理者様 届出者 住所 名称 代表者名 印 電話			
次のとおり氏名(名称・住所・所在地)を変更したのでお届けします。			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日		
変更の理由	備考		

第 11 号様式

公共下水道使用変更届	
年 月 日	
那覇市上下水道事業管理者様	
住所 氏名 印	
(電話)	
那覇市下水道条例第32条第1項の規定により、次のとおりお届けします。	
設置場所	
変更する事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更年月日	年 月 日
水道メーター番号	
水道番号	
備考・調査事項	

第 12 号様式

減量認定申請書	
年 月 日	
那覇市上下水道事業管理者様	
住所	
氏名 印	
(電話)	
那覇市下水道条例第37条第3項の規定により、次のとおり申請します。	
設置場所	
申請理由	
水道メーター番号	
水道番号	
現に使用する水量(1ヶ月)	
予定排出汚水量(1ヶ月)	
備考・調査事項	

※ 予定の排出汚水量を算定するために必要な書類(実績等)を資料として添付してください。

(裏)

見取図

A large rectangular area filled with a fine grid pattern, intended for technical drawing or calculations.

第 13 号様式

排出汚水量申告書				
年 月 日				
那覇市上下水道事業管理者 様				
住 所 氏 名				
印				
那覇市下水道条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。				
検針日				
設置場所				
水道メーター番号				
	メーター種別	前回指数	今回指数	排出汚水量 (m)

第 15 号様式

住所 氏名 様 那覇市上下水道事業管理者 印 物件設置(変更)許可書 年 月 日申請のあった物件の設置(変更)については、(次の条件を付 して)許可します。	第 年 月 日 号 日 印		
物件設置場 所			
物件名称			
物件設置目 的			
物件設置期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月間	
条件			

第 16 号様式

下水道敷占用許可(変更)申請書			
年 月 日 那覇市上下水道事業管理者 様 住所 申請者 氏名 印			
次のとおり物件を設置し、下水道敷を占用したいので、関係書類を添えて申請します。			
占用場所			
占用目的			
物件名称			
占用期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間	
占用面積	平方メートル	長さ	メートル
		幅	メートル
工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間	
施 工 業 者	住所		
	会社名	代表者	
物 件 管 理	管理者		
	管理方法		
占 用 料			
許可に関する意見その他参考意見			

第 17 号様式

住所 氏名	第 年 月 日 様 那覇市上下水道事業管理者 下水道敷占用(変更)許可書 年 月 日申請のあった下水道敷占用(変更)については、次の 条件を付して許可します。				
申請年月日及び 番号	第 年 月 日 第 号				
占用場所					
占用目的					
物件名称					
占用面積	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平方メートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">長さ 幅</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">メートル メートル</td> </tr> </table>	平方メートル	長さ 幅		メートル メートル
平方メートル	長さ 幅				
	メートル メートル				
占用期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 月間</td> </tr> </table>	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月間		
自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月間				
占用料					
条件					

第 18 号様式

下水道敷占用者変更届 年 月 日 那覇市上下水道事業管理者 様 住所 氏名 印 次のとおり占用者に変更がありましたので、お届けします。	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
占用場所	
新占用者	住所
	氏名
旧占用者	住所
	氏名
整理完結	年 月 日
備考	

第 20 号様式

下水道使用料減免申請書		
年 月 日		
那覇市上下水道事業管理者 様		
住所 氏名 (電話) 印		
那覇市下水道条例第51条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。		
設置場所		
確認番号	第 号	
減免期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間
減免を受けよう とする理由		
備考・調査事項		

那覇市上下水道局規程第 9 号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市排水設備指定工事店規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市排水設備指定工事店規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市下水道条例(1969 年那覇市条例第 6 号。以下「条例」

という。)の規定に基づき、排水設備の指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備の工事(新設、増設、改築及び撤去を含む。)をいう。
- (2) 責任技術者証 責任技術者を証するため社団法人日本下水道協会沖縄県支部長が発行した責任技術者証をいう。

(指定工事店の指定の要件)

第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - イ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第53条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
 - ウ 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)又は役員であったものが、その日から2年を経過していること。
- (2) 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主であった者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該取り消しの日から2年を経過していること。

(指定の申請書等)

第4条 条例第12条第1項に規定する申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第12条第1項第4号の管理者が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- (2) 専属する責任技術者の責任技術者証の写し
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (4) 個人の場合は、経歴書及び条例第11号第4号に該当しないことを証する書類
- (5) 個人の場合は、住民登録をしている市町村が証明する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書
- (6) 法人の場合は、定款の写し及び代表者に関する第4号に規定する書類
- (7) 法人の場合は、営業所が所在する市町村が証明する市町村民税及び固定資産税の納税証明書

3 条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 代表者印

(指定工事店証の再発行)

第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証(第2号様式)を損傷又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再発行申請書(第3号様式)を管理者に提出して再発行を受けなければならない。

2 指定工事店は、条例第 17 条の規定により指定を取り消され、又は一定の期間停止されたときは、遅滞なく管理者に那覇市排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を返納しなければならない。

3 管理者は、前項の停止又は条例第 16 条第 3 項に規定する休止の期間が経過した場合において返還の請求があったときは、当該指定工事店に指定工事店証を返還するものとする。

4 第 8 条第 4 項の規定に基づき、異動届に指定工事店証が添付されたときは、指定工事店証の該当事項を書き換えた上、当該指定工事店に返還するものとする。
(指定工事店の責務及び遵守事項)

第 6 条 条例第 14 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。

(2) 工事の全部又は大部分を一括して指定工事店でない第三者に委託し、又は請け負わさないこと。

(指定更新の手続期間)

第 7 条 条例第 16 条第 1 項に規定する管理者の指定する期間は、指定の有効期間の満了日の属する月の前月中とする。

(異動等の届出)

第 8 条 条例第 16 条第 2 項第 4 号の管理者が定めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 代表者に異動があったとき。

(2) 営業所の住居表示に変更があったとき。

2 条例第 16 条第 2 項に規定する届出に関し、同条第 4 項において準用する条例第 12 条第 2 項第 3 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定番号

(2) 代表者名及び代表者印

(3) 商号、代表者及び責任技術者等に変更があったときは、変更のあった事項

3 条例第 16 条第 2 項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店異動届(第 4 号様式)によるものとする。

4 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 商号に変更があったとき 商業登記簿謄本及び指定工事店証

(2) 法人が営業所を移転したとき 商業登記簿謄本及び指定工事店証

(3) 専属する責任技術者に異動があったとき 新たに専属の責任技術者となった者の責任技術者証

(4) 代表者に異動があったとき 商業登記簿謄本及び指定工事店証

(5) 営業所の住居表示に変更があったとき 住居表示変更証明書又は商業登記簿謄本及び指定工事店証

5 条例第 16 条第 3 項に規定する届出に関し、同条第 4 項において準用する条例第 12 条第 2 項第 3 号に規定するその他規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定番号

(2) 代表者氏名及び代表者印

(3) 辞退等の理由

6 条例第 16 条第 3 項に規定する届出は、下水道排水設備指定工事店指定辞退届(第 5 号様式)によるものとする。

7 前項の届出には、指定工事店証及び専属する責任技術者の責任技術者証を添付するものとする。

(責任技術者証の提示)

第9条 責任技術者は、その職務を行うに当たって、関係人から責任技術者証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(公示)

第10条 管理者は、指定工事店又は責任技術者に関し、次に掲げる措置をしたときは、その都度その旨を公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新規に指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一定期間停止したとき。
- (3) 指定工事店の有効期間満了に際し、指定の更新をしなかったとき。
- (4) 指定工事店の代表者の異動、商号の変更又は営業所の移転があり、その届出を受理したとき。
- (5) 責任技術者の業務を一定期間停止したとき。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、廃止された那覇市排水設備指定工事店規則(平成12年那覇市規則第56号)第5条の規定に基づき行われた行為は、この規程の相当規定により行われたものとみなす。

第 2 号様式

那覇市下水道排水設備指定工事店証	
指定(登録)番号	第 号
指定工事店名(商号)	
営業所住所	沖縄県
代表者氏名	
指定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

上記の者を、那覇市下水道条例第11条の規定により那覇市下水道排水設備指定工事店として指定する。

年 月 日
 那覇市上下水道事業管理者 印

第 3 号様式

下水道排水設備指定工事店証再発行申請書			
			年 月 日
那覇市上下水道事業管理者 様			
申 請 者	指定(登録)番号	第 号	
	フリガナ		
	指定工事店名(商号)		
	フリガナ		印
	代表者氏名		
	営業所住所	〒 ー ー 電話 ()	
[再発行申請理由] [添付書類] 1、指定工事店証を損傷した場合は、損傷した指定工事店証を添付すること。			

第 4 号様式

下水道排水設備指定工事店異動届		
		年 月 日
那覇市上下水道事業管理者 様		
指定 (登録) 番号 第 号		
指定工事店(商号)		
代表者氏名		印
異動事項	新	旧
一 組織を変更したとき	添付書類	1. 登記簿謄本(法人) 2. 誓約書
	添付書類	1. 定款及び登記簿謄本(法人) 2. 成年被後見人、被保佐人又は破産者ではないことを証する書類 3. 住民票記載事項証明書 (住民票抄本で戸籍記載のあるもの)又は外国人登録済証明書及び経歴書 4. 指定工事店証
三 指定工事店名 (商号) を変更したとき	添付書類	1. 定款及び登記簿謄本(法人) 2. 指定工事店証
四 営業所を移転又は住居表示若しくは電話番号に異動があったとき	添付書類	1. 定款及び登記簿謄本 (法人) 2. 住民票記載事項証明書 (住民票抄本で戸籍記載のあるもの)又は外国人登録済証明書 3. 営業所の平面図等 4. 指定工事店証 5. 住居表示変更証明書
五 専属責任技術者に異動あったとき	添付書類	1. 新しい専属責任技術者名簿 2. 専属責任技術者証

第 5 号様式

下水道排水設備指定工事店指定辞退届			
年 月 日			
那覇市上下水道事業管理者 様			
申 請 者	指定(登録)番号	第 号	
	フリガナ 指定工事店名(商号)		
	フリガナ 代表者氏名		印
	営業所住所	電話	
主 な 理 由			
注意 1、指定工事店証を添付して下さい。 2、専属責任技術者についても、記載事項変更届と責任技術者証を同時に提出して下さい。			

那覇市上下水道局規程第 10 号
 平 成 1 7 年 4 月 1 日
 公 布 済

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局 高 嶺 晃

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、排水設備の設置及び水洗便所への改造(以下「水洗便所への改造等」という。)義務を有する者に対し、当該水洗便所への改造等に要する資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている満20歳以上の者でなければならない。

- (1) 処理区域内に家屋を所有する者又は水洗便所への改造等について所有者の承諾を受けた家屋の使用人(以下「使用人」という。)であること。
- (2) 市税を完納していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の5の規定に基づき市税について財産の換価猶予中であること。
- (3) 水道料金及び下水道使用料の未納が無いこと。
- (4) 貸付けを受けた資金の償還について、支払能力を有すること。
- (5) 確実な連帯保証人があること。

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず自己資金のみで水洗便所への改造等の工事費用を全額一時に負担することが可能であると認めるときは、貸付けの対象者から除くことができる。

(貸付けの対象工事)

第3条 資金の貸付けは、次に掲げる工事について行うものとする。

- (1) くみ取り便所の水洗便所への改造工事及びこれと一連の排水設備工事
- (2) 既設のし尿浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続する工事及びこれと一連の排水設備工事
- (3) 排水設備工事で管理者がやむを得ないと認める部分接続工事

(貸付金額)

第4条 資金の貸付額は、1設備につき40万円以内とする。ただし、共同住宅等で管理者が認めるものについては、100万円以内とする。

2 前項の資金の貸付額は、1,000円を単位とする金額とする。

(貸付条件)

第5条 貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は、無利息とする。
- (2) 遅延利息の率は、年14.6パーセントとする。

(借受申込み)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号。以下「下水道条例」という。)第8条第1項に定める排水設備等の計画の確認申請と同時に水洗便所改造等資金借受申込書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の借受申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 借受申込者が使用人である場合には、その家屋の所有者の承諾書
- (4) 借受申込者及び連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書

(5) その他管理者が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、前条の申込みがあったときは、内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、水洗便所改造等資金貸付決定通知書(第2号様式)又は水洗便所改造等資金借受申込却下通知書(第3号様式)によるものとする。

(工事の施行期間)

第8条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者(以下「借受人」という。)は、通知を受けた日から2月以内に水洗便所への改造等の工事を完了しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(資金の交付時期)

第9条 資金は、水洗便所への改造等の工事が下水道条例第9条第1項に定める管理者の検査に合格した後に交付する。

(借用証書の提出)

第10条 借受人は、連帯保証人が自署した水洗便所改造等資金借用証書(第4号様式)を管理者が指定した日までに提出しなければならない。

(連帯保証人の要件)

第11条 第2条第1項第5号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えている満20歳以上の者でなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 一定の職業を有すること。

(3) 同居人以外の者であること。

2 連帯保証人について、管理者が適当でないとしたときは、借受人はこれに代わる連帯保証人を立てなければならない。

(償還方法)

第12条 貸付金は、貸し付けた月の翌々月から40月以内の毎月均等分割払により償還するものとする。この場合において、各月の償還金に100円未満の端数が生ずるときは、その分を初回の償還金と合わせて償還するものとする。

2 資金償還は、口座振替の方法によるものとし、これにより難しい場合には、管理者が認める方法によるものとする。

3 資金償還の期限は、貸付けの際定める。

4 借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

(督促)

第13条 貸付金を償還期限までに償還しない者があるときは、管理者は、償還期限後10日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発送の日から15日以内とする。

(督促実費金の徴収)

第14条 督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促実費金を徴収する。

2 督促実費金は、償還金に加算して徴収する。

(遅延利息の徴収等)

第15条 第5条第2号に定める遅延利息は、第13条により指定された期限の翌日から納付の日までの期間に応じ計算するものとする。

2 遅延利息は、償還金に加算して徴収する。

(償還期限の延長)

第 16 条 管理者は、資金の貸付けを受けた者が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により貸付金を償還することが困難になったと認めるときは、償還期限を延長することができる。この場合において、既に発生した督促実費金及び遅延利息は、徴収するものとする。

2 前項の規定により償還期限の延長を受けようとする借受人は、水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書(第 5 号様式)にこれを証明するに足りる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(貸付決定の取消し等)

第 17 条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付決定を取り消し、又は未償還の貸付金の全額を一時に償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸付けの決定又は資金の貸付けを受けたとき。
- (2) 水洗便所への改造等をしようとする家屋が取り壊され、又は滅失したとき。
- (3) 貸付金の償還を連続して 3 月以上怠ったとき。
- (4) 貸付けの目的以外に貸付金を使用したとき。
- (5) 第 8 条の規定に違反したとき。
- (6) その他貸付けの目的が失われたと認めたとき。

(届出の義務)

第 18 条 借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、借受人(第 1 号に該当するときは、その相続人)は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立を受けたとき。
- (4) 水洗便所への改造等をした家屋を他に譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。

2 借受人は、連帯保証人がその資格を失い、又は死亡したときは、その都度別の連帯保証人を立てなければならない。この場合において第 11 条の規定は、当該連帯保証人に適用する。

(借受人の変更)

第 19 条 水洗便所への改造等をした家屋について相続があったとき又は譲渡若しくは転貸があった場合において、相続人又は譲受人若しくは転借人が貸付金の償還を負担することとなったときは、相続にあっては貸付金の償還を承継した相続人が、譲渡又は転貸にあっては借受人が、当該譲受人又は転借人と連署の上遅滞なく管理者へ届け出て、その承認を受けなければならない。この場合において、貸付金の償還を負担することとなった相続人、譲受人又は転借人は、新たに連帯保証人を立てなければならない。

2 第 11 条の規定は、前項の連帯保証人について適用する。

(借用証書の返還)

第 20 条 管理者は、借受人が貸付金並びにそれに係る督促実費金及び遅延利息を完納したときは、遅滞なく第 10 条の規定により提出された水洗便所改造等資金借用証書を返還するものとする。

付 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例施行規則（1971年規則第8号。以下「貸付基金条例施行規則」という。）の規定によってなされた申込書の提出、貸付けの決定又は償還金の納入の通知その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 貸付基金条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第 1 号様式

水洗便所改造等資金借受申込書				
				年 月 日
那覇市上下水道事業管理者 様				
水洗便所改造等資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。				
借受申込者	住所			
	氏名	印	生年月日	年 月 日
	勤務先			
	電話番号	自宅	勤務先	
借受申込金額		円		
設置場所	那覇市			
	1 持家	1 一般住宅()	工事完了予定年月日 年 月 日	
		2 アパート()		
2 借家	3 事務所()			
改造等工事の種類		1 浄化槽	2 くみ取り	3 台所等の排水設備
連帯保証人	住所			
	氏名	印	借受人との関係	
	勤務先			
	電話番号	自宅	勤務先	
指定工事店		電話番号		
添付書類				

第 2 号様式

		年	月	日
様				
那覇市上下水道事業管理者		印		
水洗便所改造等資金貸付決定通知書				
年 月 日付けで提出のあった水洗便所改造等資金借受申込みについては、下記のとおり貸し付けることに決定しました。				
つきましては、借用証書を作成しますので、年 月 日までに担当課までお越しください。				
資金は、改造等工事の完了後の検査が終了した後に交付します。				
なお、この通知書を受けた日から2月以内に工事が完了しないときは、貸付決定を取り消すことがありますので、速やかに着工し、完了してください。				
記				
貸付金額		金	円	

第 3 号様式

		年	月	日
様				
那覇市上下水道事業管理者		印		
水洗便所改造等資金借受申込却下通知書				
年 月 日付けで提出のあった水洗便所改造等資金借受申込みについては、次の理由により却下いたしますので通知します。				
理由				

第 4 号様式

収入 印紙	水洗便所改造等資金借用証書							
	金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
上記金額を、那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程に定めるところにより、水洗便所改造等資金として借用します。 借用条件に違反した場合は、直ちに返還します。								
設置場所	那覇市							
借用年月日	年 月 日							
借用条件	別紙のとおり							
償還方法	償還は、年 月 日から 年 月 日までとし、毎月 日までに、次のように均等分割支払とする。							
	支払回数	回	支払金額	第 1 回目	円			
				第 2 回目以降	円			
那覇市上下水道事業管理者 様 借受人 住所 氏名 印 連帯保証人 住所 氏名 印								

第 5 号様式

年 月 日	
那覇市上下水道事業管理者 様	
借受人 住所 氏名 印	
水洗便所改造等貸付金償還期限延長申請書	
那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程第16条の規定により、次のとおり水洗便所改造等貸付金の償還期限の延長を申請します。	
設置場所	
借入年月日	年 月 日
借入金額	円
未償還額	円
当初の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の償還期限	
償還期限の延長を受けようとする理由	

(注) 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由を証明できる書類等を添付してください。

那覇市上下水道局規程第11号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局法定外公共物規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局法定外公共物規程

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき那覇市長から委任を受けて実施する法定外公共物の管理については、那覇市法定外公共物規則（平成17年那覇市規則第1号）の例による。

付 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第12号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局における下水道事業に係る補助金等交付規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局における下水道事業に係る補助金等交付規程

法令、条例又は他の規程に特別の定めがあるもののほか、上下水道局における下水道事業に係る補助金等の交付に関しては、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）の例による。

付 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程 第 13 号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道事業審議会設置規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道事業審議会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市上下水道事業審議会条例(平成 16 年那覇市条例第 5 号)第 6 条の規定に基づき、那覇市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審議会は、会計年度毎に 1 回以上開催し、会長が文書で招集する。

(報酬)

第 3 条 委員等に対する報酬額は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958 年那覇市条例第 4 号)の例による。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、上下水道局企画経営課において処理する。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号

平 成 1 7 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

種 別	指 定 を 受 け た 者	取 扱 店 舗
出納取扱金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店及び出張所
収納取扱金融機関	株式会社 沖縄銀行	同上
同上	株式会社 沖縄海邦銀行	同上
同上	コザ信用金庫	同上
同上	沖縄県信用農業協同組合連合会	同上
同上	日本郵政公社沖縄事務所	郵便局
同上	沖縄県労働金庫	本店、支店及び出張所

昭和62年那覇市水道局告示第 6 号は、廃止する。

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 1 号

平 成 1 7 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

平成 1 7 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 7 条及び同法施行令（平成 1 3 年政令 3 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 1 7 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表リスト」を公表する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

第 1 表

平成 1 7 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表リスト

(2005年4月1日現在)

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
1	G10100 首里汀良地内公共下水道設計業務委託	首里汀良地内	180日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第一四半期	下水道課
2	G10200 首里山川地内公共下水道設計業務委託	首里山川地内	180日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
3	G10300 首里池端地内公共下水道設計業務委託	首里池端地内	180日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
4	G10400 仲井真地内公共下水道設計業務委託(その1)	仲井真地内	150日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
5	G10500 仲井真地内公共下水道設計業務委託(その2)	仲井真地内	150日	業務委託	汚水、基本設計	指名競争	第二四半期	下水道課
6	G10600 真嘉比地内公共下水道設計業務委託	真嘉比地内	150日	業務委託	汚水、実施設計 雨水、実施設計	指名競争	第一四半期	下水道課
7	G10700 古波蔵地内雨水ポンプ場設計業務委託	古波蔵地内	210日	業務委託	雨水ポンプ場、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
8	G10800 古波蔵地内測量調査業務委託	古波蔵地内	150日	業務委託	雨水、測量、 試掘、調査等	指名競争	第二四半期	下水道課
9	G10900 首里島堀地内公共下水道設計業務委託	首里島堀地内	180日	業務委託	雨水、基本設計	指名競争	第二四半期	下水道課
10	G11000 首里山川・池端地内公共下水道設計業務委託	首里山川・池端地内	180日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
11	G11100 仲井真地内公共下水道設計業務委託(その3)	仲井真地内	180日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
12	G11200 宇栄原地内公共下水道設計業務委託	宇栄原地内	150日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
13	G11300 磁気探査業務委託(その1)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第一四半期	下水道課
14	G11400 磁気探査業務委託(その2)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
15	G11500 磁気探査業務委託(その3)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
16	G11600 磁気探査業務委託(その4)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
17	G11700 磁気探査業務委託(その5)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
18	G11800 磁気探査業務委託(その6)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課

No.及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
19 GI1900	再生水配水管布設設計業務委託	新都心 地内	150日	業務委託	再生水配水管、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
20 GI2000	平成17年度公共下水道カメラ調査業務委託(その1)	市内一円	180日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	下水道課
21 GI2100	平成17年度公共下水道カメラ調査業務委託(その2)	市内一円	180日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	下水道課
22 GI2200	牧志地内管更生公共下水道設計業務委託	牧志地内	180日	業務委託	管更生、実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
23 GK0100	1工区港町地内公共下水道管更生工事	港町地内	180日	土木	HPφ600管更生工 L=130.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
24 GK0200	2工区港町地内公共下水道人孔更生工事	港町地内	180日	土木	人孔更生工 10基	指名競争	第二四半期	下水道課
25 GK0300	3工区再生水配水管布設工事	新都心 地内	150日	水道施設	VPφ75~50 L=400.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
26 GK0400	4工区首里金城地内公共下水道工事	首里金城 地内	200日	土木	HPφ1200 L=100.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
27 GK0500	5工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺 地内	180日	土木	VUφ150~200 L=300.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
28 GK0600	6工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺 地内	220日	土木	HPφ250 L=250.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
29 GK0700	7工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	170日	土木	VUφ200 L=187.5m	指名競争	第一四半期	下水道課
30 GK0800	8工区識名地内公共下水道工事	識名地内	220日	土木	PC□2800× 2800 L=85.0 m	指名競争	第二四半期	下水道課
31 GK0900	9工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	170日	土木	VUφ150~200 L=220.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
32 GK1000	10工区首里山川地内公共下水道工事	首里山川 地内	200日	土木	VUφ150~200 L=738.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
33 GK1100	11工区首里山川地内公共下水道工事	首里山川 地内	200日	土木	VUφ150~200 L=632.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
34 GK1200	12工区古波蔵地内公共下水道工事	古波蔵 地内	220日	土木	PC□1500× 1700~2000× 1000 L=234.0 m	指名競争	第二四半期	下水道課
35 GK1300	13工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	220日	土木	PC□4000× 2000 L=70.0 m	指名競争	第二四半期	下水道課
36 GK1400	14工区新都心地内公共下水道工事	新都心 地内	220日	土木	PC□4500× 2500 L=120.0 m	指名競争	第二四半期	下水道課
37 GK1500	15工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	180日	土木	PC□1300× 1300 L=37.5 m	指名競争	第二四半期	下水道課

No. 及び 種別コード*	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
38 GK1600	1 6 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	160日	土木	HPφ800~900 L=110.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
39 GK1700	1 7 工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	160日	土木	HPφ700~800 L=104.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
40 GK1800	1 8 工区銘苅地内公共下水道工事	銘苅地内	180日	土木	VUφ200 L=285.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
41 GK1900	1 9 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺 地内	180日	土木	VUφ150~200 L=374.5m	指名競争	第二四半期	下水道課
42 KI0100	漏水調査業務委託 (年間業務)	市内一円	310日	業務委託	業務委託一式	指名競争	第一四半期	管理課
43 KI0200	漏水調査業務委託 (その1)	豊見城・ 真地系	120日	業務委託	業務委託一式	指名競争	第二四半期	管理課
44 KI0300	漏水調査業務委託 (その2)	大名・安 里・泊系	230日	業務委託	業務委託一式	指名競争	第二四半期	管理課
45 KI0400	漏水調査業務委託 (その3)	上間系	170日	業務委託	業務委託一式	指名競争	第二四半期	管理課
46 KI0500	漏水調査業務委託 (その4)	前田系	90日	業務委託	業務委託一式	指名競争	第二四半期	管理課
47 KK0100	牧志壺屋線 (希望ヶ丘公園横) 道路工事に伴う配水管移設工事	牧志	100日	水道施設	DIPφ150— 310m	指名競争	第一四半期	管理課
48 KK0200	国際通り線電線共同溝設置工事 (その8) に伴う配水管移設工事	安里	100日	水道施設	DIPφ250— 280m	指名競争	第一四半期	管理課
49 KK0301	国際通り第4次配水管布設替工事の給水管切替工事	安里	180日	管工事	給水管φ13~ 40—32件	随意契約	第一四半期	管理課
50 KK0404	首里島堀4丁目地内配水管布設替工事の給水管切替工事	島堀町	180日	管工事	給水管φ13~ 40—74件	随意契約	第一四半期	管理課
51 KK0505	泉崎・樋川・寄宮・三原地内配水管布設替工事の給水管切替工事	泉崎・樋 川外	180日	管工事	給水管φ13~ 40—90件	随意契約	第一四半期	管理課
52 KK0606	首里 (平良・末吉) 地内配水管布設替工事の給水管切替工事	平良町・ 末吉町	160日	管工事	給水管φ13~ 40—71件	随意契約	第一四半期	管理課
53 KK0707	首里 (崎山・汀良・当蔵・赤田・石嶺) 地内配水管布設替工事の給水管切替工事	崎山町・ 汀良町外	150日	管工事	給水管φ13~ 40—65件	随意契約	第二四半期	管理課
54 KK0813	石嶺線・石嶺福祉センター線配水管布設工事 (その1) の給水管切替工事	石嶺町	150日	管工事	給水管φ13~ 40—25件	随意契約	第三四半期	管理課
55 KK0914	真嘉比古島区画整理事業に伴う第7次配水管布設工事の給水管切替工事	真嘉比・ 古島	150日	管工事	給水管φ13~ 40—66件	随意契約	第三四半期	管理課
56 KK1009	古波蔵・垣花地内配水管布設替工事の給水管切替工事	古波蔵・ 垣花	120日	管工事	給水管φ13~ 40—24件	随意契約	第二四半期	管理課

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
57 KK1115	真和志中央線配水管布設工事の給水管切替工事	松川	120日	管工事	給水管φ13～40→27件	随意契約	第三四半期	管理課
58 KK1217	石嶺線・石嶺福祉センター線配水管布設工事(その2)の給水管切替工事	石嶺町	90日	管工事	給水管φ13～40→22件	随意契約	第四四半期	管理課
59 KK1311	県道第2環状線第3次配水管移設工事の給水管切替工事	末吉町	120日	管工事	給水管φ13～40→27件	随意契約	第二四半期	管理課
60 KK1400	牧志壺屋線(希望ヶ丘公園横)道路工事に伴う配水管移設工事の給水管切替工事	牧志	100日	管工事	給水管φ13～40→5件	随意契約	第一四半期	管理課
61 KK1500	国際通り線電線共同溝設置工事(その8)に伴う配水管移設工事の給水管切替工事	安里	100日	管工事	給水管φ13～40→13件	随意契約	第一四半期	管理課
62 KK1600	大道・壺屋2丁目・宇栄原1丁目地内代用管布設工事	大道・壺屋・宇栄原	100日	管工事	HIVPφ50→200m	指名競争	第二四半期	管理課
63 KK1700	首里地内代用管布設工事	首里	100日	管工事	HIVPφ50→200m	指名競争	第二四半期	管理課
64 KK1800	大名町1丁目地内鉛給水管取替工事	大名町	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
65 KK1900	首里石嶺町1・2丁目・久場川町1丁目地内鉛給水管取替工事	石嶺町・久場川町	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
66 KK2000	宇栄原1、2、3、丁目・高良1丁目・宮城1丁目地内鉛給水管取替工事	宇栄原・高良・宮城	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
67 KK2100	首里儀保町1丁目・赤平町1丁目地内鉛給水管取替工事	儀保町・赤平町	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
68 KK2200	泊2丁目地内鉛給水管取替工事	泊	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
69 KK2300	若狭3丁目・前島3丁目地内鉛給水管取替工事	若狭・前島	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
70 KK2400	楚辺1丁目地内鉛給水管取替工事	楚辺	180日	管工事	給水管φ13～40→220件	指名競争	第一四半期	管理課
71 KX2500	与儀2丁目地内鉛給水管取替工事	与儀	180日	管工事	給水管φ13～40→230件	指名競争	第一四半期	管理課
72 KX2600	長田2丁目・上間地内鉛給水管取替工事	長田・上間	180日	管工事	給水管φ13～40→230件	指名競争	第一四半期	管理課
73 MI0100	集中監視カメラ建設工事に係る業務委託	真和志地区	330日	業務委託	工事発注に係る業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
74 MI0200	垣花*77°場機械設備更新工事設計業務委託	小禄地区	90日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
75 MI0300	前田調整池系統配水幹線布設工事設計業務委託	首里地区	120日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	工務課

No.及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
76 MI0400	牧志・安里・鳥堀地内配水管布設替工事設計業務委託	首里・真和志・那覇南部地区	120日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	工務課
77 MI0500	県道7号線配水管布設替工事設計業務委託	小禄地区	120日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	工務課
78 MI0600	真嘉比古島区画整理事業に伴う配水管布設工事設計業務委託	真和志地区	120日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第三四半期	工務課
79 MI0700	那覇市上下水道局新庁舎建設用地磁気探査業務委託	おもろまち	90日	業務委託	庁舎用地の磁気探査業務委託	競争入札	第二四半期	工務課
80 MK0100	国際通り第4次配水管布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ250 290m	指名競争	第一四半期	工務課
81 MK0200	県道28号線配水幹線布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ100～φ300 950m	指名競争	第一四半期	工務課
82 MK0300	県道5号線配水幹線布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ800 150m	指名競争	第一四半期	工務課
83 MK0400	首里島堀4丁目地内配水管布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ100～φ350 678m	指名競争	第一四半期	工務課
84 MK0500	泉崎・樋川・寄宮・三原地内配水管布設替工事	那覇南部・真和志地区	180日	水道施設	φ100 1,004m	指名競争	第一四半期	工務課
85 MK0600	首里(平良・末吉)地内配水管布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ100～φ200 811m	指名競争	第一四半期	工務課
86 MK0700	首里(崎山・汀良・当蔵・赤田・石嶺)地内配水管布設替工事	首里地区	150日	水道施設	φ100～φ200 609m	指名競争	第二四半期	工務課
87 MK0800	上瀬名配水池系統配水幹線布設替工事	真和志地区	150日	水道施設	φ300 104m	指名競争	第二四半期	工務課
88 MK0900	古波蔵・垣花地内配水管布設替工事	真和志・小禄地区	120日	水道施設	φ100～φ150 436m	指名競争	第二四半期	工務課
89 MK1000	配水系統中ブロック化に伴う第2次施設整備工事	市内一円	120日	水道施設	仕切弁 27基	指名競争	第二四半期	工務課
90 MK1100	県道第2環状線第3次配水管移設工事	首里地区	120日	水道施設	φ100 217m	指名競争	第二四半期	工務課
91 MK1200	垣花ポンプ場機械設備更新工事	小禄地区	150日	水道施設	4°77°(機械設備) 3台	指名競争	第二四半期	工務課
92 MK1300	石嶺線・石嶺福祉センター線配水管布設工事(その1)	首里地区	150日	水道施設	φ100～φ250 305m	指名競争	第三四半期	工務課
93 MK1400	真嘉比古島区画整理事業に伴う第7次配水管布設工事	真和志地区	150日	水道施設	φ100～φ200 800m	指名競争	第三四半期	工務課
94 MK1500	真和志中央線配水管布設工事	真和志地区	120日	水道施設	φ150 200m	指名競争	第三四半期	工務課

No.及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
95 MK1600	新都心牧志線配水管布設工事	真和志 地区	150日	水道施設	φ100～φ200 200m	指名競争	第三四半期	工務課
96 MK1700	石嶺線・石嶺福祉センター 線配水管布設工事(その2)	首里地区	120日	水道施設	φ100～φ250 340m	指名競争	第四四半期	工務課
97 MK1800	金城西線配水管布設工事	首里地区	120日	水道施設	φ150 100m	指名競争	第四四半期	工務課
98 MK1900	那覇市上下水道局庁舎新築 工事(建築)	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事 の建築工事	競争入札	第二四半期	工務課
99 MK2000	那覇市上下水道局庁舎新築 工事(電気)	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事 の電気設備工 事	競争入札	第二四半期	工務課
100 MK2100	那覇市上下水道局庁舎新築 工事(機械)	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事 の機械設備工 事	競争入札	第二四半期	工務課
101 MK2200	那覇市上下水道局庁舎新築 工事(空調)	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事 の空調設備工 事	競争入札	第二四半期	工務課
102 MK2300	那覇市上下水道局庁舎新築 工事(昇降機)	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事 の昇降機工事	競争入札	第二四半期	工務課

- 備 考 1 この表の各事項は、2005年4月1日時点の見通しに基づくものである。
- 2 この表の各事項は、見通しであり変更されることがある。
- 3 種別コードは主管課と工事及び業務委託発注番号を表す。
- 4 コード左先のG、H、K及びMは、下水道課、配水課、管理課及び工務課を、
左から2文字目のK及びIは、工事及び業務委託を表す。